

割戻

A、現金拂割引は資金の運轉上利益あるを以て特に現金拂の場合に限りてなす割引にして、現金拂二分五厘引といふが如し。
 B、慣習割引は或種商業取引に限りて行はる、一般の慣習的の割引にて例へば打賣値引の如し。
 C、取引割引は概ね商人間又は生産者と商人との間に行はれ巨額の取引に對し値引をなすものなり。
 割戻は代價決定後になす値引にして保險業運送業などにも行はれ其の方法に種々あり。
 A、約定戻は始めより特約して半年又は一年間の如き一定期間の賣買高に對し値引割戻をなすものなり。
 B、臨時戻は特約なくして臨時になす割戻なり。
 C、秘密戻は内密に或特殊の顧客に對してのみなす割戻を云ふ。
 一般に割引割戻共に百分率を以て表示せられ、前者は顧客の増

仕入

仕入の時期

仕入場所及び仕入先

加後者は顧客の維持の爲に利用さるゝこと多し。

第三章 賣買取引の方法

第一節 仕入及び販賣

一、仕入 仕入とは後日轉賣するため先づ商品を他より購入することにて、仕入に關し重要なるは(イ)仕入の時期(ロ)場所(ハ)仕入先(ニ)仕入計算等なり。

市價低廉にして將來上騰を豫想せられ若くは市價異常の低落を告げたるが如き時機は仕入に適當の時なり。こは現在市場の在荷高將來の需用供給傾向金融の状態等を考察して決すべきものとす。其の他需要供給の消長を察して常に適量の商品を仕入れ、無用の貯藏品を生ぜしめざる様注意するを要す。

仕入の場所は價格低廉に品質佳良豊富の生産地を選ぶべく、其

の地の距離遠ければ運送に時日を要して商機を失し、運送方法不完全なれば運送費高く且運送中の危険を伴ふ。更に仕入先に就きては信用厚く豊富なる商品を有する店を選択せざるべからず。而して初めて取引するには商工會議所、領事館、商業興信所等に照會して信用資力の程度を調査すべく簡單なる取引にても商工名鑑等を参照すべし。

仕入には原價を知る外、仕入に要する費用、運送費用、仕入後賣上に至るまでの保管費用、仕入代金の金利、運送並に保管中の減損等を見積り精細の計算を行ひ、以て直接購入に依るべきか、委託買付又は組合買付とすべきかを決すべし。

二。販賣 如何なる方法にて販賣すべきかは經營上最も重要なことなれど、爰には必要なる販賣價格(賣價)の決定を説かん。蓋し商人の利潤は商品を其の原價以上に販賣したる場合に生ずるもの

仕入計算

販賣

販賣價格
原價

なればなり。されば販賣價格は其の商品の原價を基礎とし、之を最低限として其れ以上の或點に於て決せざるべからず。而して原價とは商品の仕入より販賣に至る迄に要せし費用の合計を謂ふものにして、略次の如き項目よりなる。

- A. 仕入値段若くは元價 現品の重量又は容積より風袋砂引等を減じ、定例の割引を施したる上、實際支拂ふべき貨物の元價なりとす。
- B. 購入諸掛 荷造費、倉敷料、火災保險料、購入手数料等の如き直接貨物の購入及び其の當時に要せし費用なりとす。
- C. 運送費用 運賃、運送保險料、運送取扱手数料、關稅等貨物の運送に關する諸費用。
Freight, insurance etc.
- D. 代金支拂に要する費用 印紙、郵稅、送金手数料、爲替打歩等仕入貨物の代金支拂に關する諸費用。
Remittance charges
- E. 販賣諸掛 販賣手数料、旅費、火災保險料、倉敷料等商品を販賣する迄に要せし費用。
Selling charges
- F. 諸値引 風袋砂引、代金割引及び割戻等顧客に許與する値引高。
Discount, rebate etc.
- G. 金利損失見込高 仕入より販賣に至る期間、取引に投ぜし資本に對する金利の見
Interest

定 價

積高。

H 販賣に伴ふ危険 貸倒其の他の損失見積高。
Paid debts

I 營業費の割當高
General expenses

通例此の原價に豫定利益を添加したるものを定價とす。其の添加歩合の小賣に大にして卸賣に小なるは既述せる所なり。而して斯くして定められたる定價も(一)他店との競争(二)顧客との懸引(三)市價の下落等により減額を施すことあるべし。又(四)永き間一定せる販賣價格は仕入價格が高まるも容易に上すことを得ざる場合多し。

第二節 賣買取引の仕方の種類

實際上賣買取引の仕方は千差萬別なるも之を大別すれば次の如し。

- 1. 損益の歸着に基き分類せば(イ)自己計算の賣買即ち自家賣買
Sales on own account

賣買の種類

と(ロ)共同計算の賣買即ち組合賣買と(ハ)他人計算の賣買即ち委託賣買とになすことを得べし。自家賣買は通常のもの殆んど是れにして組合賣買は私法上の組合にてなすもの、委託賣買は問屋の行ふものなり。
Sales on joint account

2. 賣買當事者直接に取引締結の衝に當るや否やによりて直接賣買と間接賣買とに分つ。後者は其の間に補助商人を挟みてなすなり。従つて自家賣買及び組合賣買は大體上直接賣買にして
Direct sales

委託賣買は間接賣買なり。

3. 履行の時期を異にする場合に(イ)引渡時期にては現物賣買(直賣買)と先物賣買(延べ賣買)となし、(ロ)支拂履行の時期にては現金賣買と掛賣買とに分たるべし。
Spot transaction

4. 取引参加の状態により(イ)相對賣買と(ロ)賣買者雙方競争を以て賣買價格を決定して契約する競争賣買とあり。
Competitive sales

5. 賣買に伴ふ條件の有無により條件付賣買と無條件賣買とに分つ。條件付賣買には(イ)未着商品賣買の如き到着履行條件付と(ロ)嘗試賣買の如き試用の後賣買去就を決するものとなり。賣買の方法種々あれど本章にては自家賣買・組合賣買・委託賣買及び競争賣買に付き説かんとす。

第三節 自家及び組合賣買

自家賣買

一. 自家賣買 自己計算にて直接取引を行ふ場合には普通同一地域内にては口頭又は電話等にて取引し、隔地間にありては電信書面等により賣買せらるべし。
 同一地域内の商人間にて取引せられたるとき通例賣主は販賣品に關する要領を記せる賣上證を交附す。
 隔地間にて汽車又は汽船にて積送れる場合には出荷案内狀(送券)の外に商品の名稱・數量・代金・運賃等必要事項を記載計算せる勸

Bills of Parcel
 Advice of shipment

第十六號 送 狀

一、金肆印生糸 貳拾箱 自壹號 至貳拾號

相九貫目入 金七拾八圓零

此ノ代金壹萬四千四拾圓也

諸掛

一、金七拾五圓也 荷造費 一箱金三圓七十五錢ノ割

一、金貳拾圓也 運賃 自福島至横濱一箱金壹圓ノ割

一、金四圓也 保險料 一箱金貳拾錢ノ割

小計金九拾九圓也

合計金壹萬四千壹百三十九圓也

右本日鐵道便ヲ以テ運送致候條御受取可被下候也

昭和四年拾月拾日 岩代國福島市 福島製糸株式會社

横濱 金子商會 御中

賣上證

一、金拾貳圓五拾錢 惠比壽ビル五箱零打

一、金貳拾貳圓五拾錢也 入打ニ付貳圓五拾錢替

一、金參拾五圓也 香露葡萄酒參拾五拾錢替

右之通正ニ賣却仕候也

昭和四年十月十日 東京市神田區裏神保町十四番地 吉田商店

田中 信三様

表面ノ金額正ニ受 取候也

年月日 吉田商店 ⑩

表書ノ金額三ヶ月 後拂込約手ヲ以テ

正ニ受取候也

年月日 吉田商店 ⑩

表面ノ金額貴店勘 定ニ相掛候也

年月日 吉田商店 ⑩

(船積送状)

仕切状


No. 346

昭和4年10月10日

積送品名及數量 粉綴絲拾四手
積出地 大阪
積入汽船 八幡丸
荷爲替金 參千壹百八拾參兩拾五


揚地 上海
保險 日本海上保險株式會社
取組銀行 橫濱正金銀行

下記明細ノ通り積送仕候間御査収被成下度候也
ライオンズ兄弟商會殿 坂西商會 大阪

	1/100	粉綴絲拾四手 貳拾把入金雞印壹百捆 四拾把入一俵 = 付八十四圓替 —— 掛 —— 運賃 噸四圓740立方尺分 大阪神戸船積費及神戸船積費 海上保險料 保險金四千五百圓單獨 印紙郵稅及雜費 爲替相場七十四兩 = 一俵後三十日拂荷爲替ヲ取組ム 額面參千壹百八拾參兩拾五	7460 1000 1575 120	4200 — 10155 4,317 55
		以上		

No. 100.

Invoice of 100 Bales Japanese Cotton Yarn shipped in good order and condition per s. s. "Yawata maru" from Kobe to Shanghai by order and for account of Messrs Brighting Brothers, by the undersigned.

	1/100	100 Bales Cotto Yarn, 20 bundles each, Gold Cock ticket @ ¥84. per B/of 40 b'dles, —— Charges —— Freight on 746' @ ¥4p. ton. Lighterage. Osaka-Kobe & shipping expenses to Kobe. Marine insurance on ¥4,500 W. A. @ 25 sen per ¥100. Stamps, Post ga & Petties. Ex. @ T/s. 74 on 30 d/s E. & O. F. Osaka 10th Oct. 1929.	¥ 4,200 00 ¥ 7460 1000 1575 120 ¥ 4,301 55 T s. 3,183 147	101 55 ¥ 4,301 55 T s. 3,183 147
		以上		

Sakanishi Co.

組合商品販賣仕切状

米利堅小麦粉	500 lbs.		
	@ ¥ 2.25		¥1,125 00
一 諸 掛 一			
当地拂運賃壹封度四錢ノ割		¥ 20 00	
廣告料		15 00	
倉敷料	壹包壹週々錢ノ割ニテ貳週分	6 00	
手數料	賣上高ノ貳分	22 50	63 50
			¥ 1,061 50
			¥ 1,000 00
			61 50
			30 75
			500 00
			¥ 530 75
			500 00
			¥ 1,030 75
右之通相違無之依テ貴店手取ノ總高ニ對シ本日付一覽拂ノ爲替手形ヲ御送付申上候也			

昭和4年11月2日

内池商店

中川太郎殿

船積送状

組合賣買

定書を賣主より荷受人に郵送す。之を地方送状(内地又は地廻送状とも云ふ)と稱す。
Inland or Local Invoice

海外への船積品なるときは船積送状(輸出送状とも云ふ)を作製す。此は商品の明細船名等の外に外國貨幣の換算爲替取組等の計算をなすべく記入複雑にして其の輸出取引の状況により元地渡値段送状、本船渡値段送状、運賃保険料込値段送状など種々の異類あり。
F. o. b. Invoice
C. l. f. Invoice

ニ 組合賣買 組合賣買とは二人以上の商人が資金又は商品を提供し、共同の計算を以て賣買を試み其の損益は各出資額に應じて分配又は負擔せんことを約してなす賣買なり。即ち損益を共分するが故に或は賣買上の損益が豫期し難きとき、或は資金の足らざるとき、若くは共同の購入販賣により利益ありとする場合等に行はる。組合員は同一地域又は隔地間の二人以上相約し(イ)甲が

商品を提供し、乙が販賣に従ひ、(ロ)或は甲が新たに商品の買入並に販賣を乙に委託し、(ハ)若くは共同に仕入れて販賣を分割して行ふ如く種々あり。而して組合員にして賣買を掌る者を賣買擔當者と云ひ出荷せる商品を組合積送品と呼び又販賣を受託せる方面より見て組合賣買品又は組合受託品と稱す。
賣買擔當者は損益の分擔者なると共に賣買を取扱ふを以て、其の賣上に對して手数料を收むること多し。

組合員が商品を積送するときは商品原價諸掛を計算せる組合商品送狀を賣買擔當者に送附し、其の販賣又は買付濟となりたるとき、賣買擔當者は組合商品仕切狀を調製し、其の計算を組合員に通報するものとす。
Joint venture
Statement of merchandise in company

第四節 委託賣買

一、委託取引 委託賣買は委託者より云へば自己の計算を以て問

委託取引

屋に商品を積送して販賣を委託し又は指定せる商品の買入を委託する間接賣買法なり。受託者は即ち問屋にして手数料を得て委託取引を行ふものなり。

委託賣買を分ちて委託販賣と委託買付とし、之が委託方法に二種あり。一は委託者が販賣品の最低價又は買付品の最高價を指定して取引せしむる指値と、全く問屋の働きに一任し市場の氣配により隨時賣買せしむる成行とあり。

手数料(問屋口錢)は通例賣上高又は買付高の百分率に依り其の割合を約定するも、時としては取引地と商品の種類により慣例にて幾分と定まりをることあり。

委託賣買に關する事項例へば手数料の割合、販賣品託送と同時に荷爲替を取組ましむること、買付委託に送金すべき手附金の割合、立替金利子歩合等に就き委託者と問屋の間に委託販賣契約書

委託方法

手数料

Contract of Consignment

委託販賣

又は委託買付契約書を取交すことあり。
 二 委託販賣 販賣委託のため商品を積送せるときは、委託品原價・積送諸入費の明細を計算せる委託販賣送状を問屋に送附すべし。出荷と同時に荷爲替を取組み代金の一部を前收するは前述の如く特約に因るべく、然らざるときは賣上済の上問屋よりの送金を俟つべきものとす。

問屋は委託品到着せば着荷案内状を發し、引取費用を立替へ自己又は他人の倉庫に保管し商機を待ちて賣捌くなり。而して時々市況を報じ、多額の委託品中一部を賣上げなば、概算賣上勘定書を、全部賣上済の上は賣上代金より諸掛立替、金利息手数料等を差引き、正味手取金を算出せる賣上勘定書を調製し、手取金を送金す。
 三 委託買付 委託買付は商人が仕入地方の事情に通ぜざるとき又は買付の爲に派遣する店員の費用を節せんとするときは

委託買付

委託販賣送状

左記ノ貨物當店勘定ヲ以テ委託販賣ノタメ船長ウオタ一ぶらす乗組汽船イタリあん號ヲ以テ貴店ヘ差向ケ申候

- 一金百貳拾磅 男子用禮帽 百打入 壹ダース貳拾四志替
- 一金九拾磅 女子用禮帽 五拾打入 壹ダース金參拾六志替
- 小計 金貳百拾磅也
- 諸掛
- 一金貳磅六志四片 荷造代
- 一金四磅貳志貳片 船積費用及び運賃
- 一金參磅拾六志四片 保險料
- 小計 金拾磅四志拾片
- 合計 金貳百貳拾磅四志拾片也

右半額ニ對シテハ兼ネテノ約定ニヨリ倫敦橫濱正金銀行支店ヲ經テ一覽後六拾日拂ノ爲替手形ヲ振出シ申候也

昭和四年十二月廿日

橫濱

本田商會御中

りーす市
ういりあむ、こりんす商會

William Collins & Co.

Manufacturers.

Corner of white and king streets.

Leeds

Invoice of the following goods of our manufacture, shipped per s. s. "Italian" Walter Brass. Master, to Yokohama, and consigned to Messrs Honda & Co., to be sold for our account.

		£	s	d
W.C.	1 Case containing 100 doz., beaver hats (men's) @ 24/-per d.	120	0	0
1/2	1 " " 50 " silk hats (ladies') @ 36/per d.	90	0	0
— Charges —				
	Packing	£	2-6-4	
	Shipping and freight	"	4-2-2	
	Insurance and Policy	"	3-16-4	
			10	4
			10	
		£	220	4
			10	

Draw on you @ 60 d's after sight, as per agreement, through the Branch office of the Yokohama Specie B'k, London, for half the am't, Viz. £ 110-2-5.

Leeds, December 20th, 1929.

E. O. E,

William Collins & Co.

Account Sales of 10 Cases Straw Braid, received per str. "Yamashiro maru" Yokohama, and sold here by order and for account of the firm Soda, & Co. thrs, Viz:—

S. C.				
1/10	4. Cases, ea. 100 p's Straw Braid. @ 50¢			\$ 200 00
	3. Cases " " " @ 45¢			135 00
	3. Cases " " " @ 40¢			120 00
			Gross proceeds	455 00
			— Charges —	
	Discount to Buyer / %		\$ 4 55	
	Freight to N. Y.		6 20	
	Customs Fee \$2. Duty. \$15.00.		15 00	
	Cartage & Mar. Insur'.		12 00	
	Storage & Fire Insur'.		2 30	
	Comm ^{on} 2%		9 10	
	Draft at Sight @\$1 1/4 through the Branch of the Yokohama Specie B'k, New York.			49 15
	Net proceeds			\$ 405 85
	New York, January, 1930			¥ 824 05

E. O. E. John Brown & Co. Commission Merchants.

委託買付送状

坂本商會殿

神戸

昭和5年1月5日

山田商店 横濱

汽船便

1/30	綠茶 參拾箱		
	總量 420 lbs.		
	風袋 60		
	差引正味 360.270斤 @ ¥ 260.00		¥ 702.00
	一諸掛		
	箱代共ノ他荷造賃	¥ 1.20	
	運賃船荷證券配載ノ通	" 4.70	
	買付手数料買付高ノ二分	" 14.04	19.94
			¥ 721.94

上記貨物買付ノ上本日汽船東京丸ヲ以テ御送付申上候也

YAMADA & Co.

Commission Merchants.

2 chome Aioicho, Yokohama.

Invoice of goods bought by order and for a count of Messrs Sakamoto & Co. of Kobe, and shipped to their address per s. s. "Tokyo Maru."

1/30	Green Tea	30 Cases	
	Weighing gross	420 lbs.	
	Tare	60 "	
	Net	360 lbs.: 270 Cwtics @ ¥ 260.00	¥ 702
	— Charges —		
	Boxes and packing		¥ 1.20
	Freight as per B/L		4.70
	Commission, 2 per cent.		14.04
			19.94
			¥ 721.94

Yokohama 5th Jan. 1930

る、ものにして、委託を受けたる問屋は指直又は成行等夫々指定に従ひて買付けたる後、之を委託者の指定場所に送荷し、買付代金及び諸入費、手数料等を計算せる委託買付送狀を調製して委託者に送附す。

Indent Invoice

之に對する委託者の代金支拂方法に三あり。即ち(イ)問屋より全額の荷爲替を取組ましむるか、(ロ)委託買付送狀の到着後計算通り送金するか、又は(ハ)先きに買付代金の幾分を手附として送り、残額に就きては荷爲替を取組ましむるか何れか一を選ぶべし。

四 委託賣買試算 委託者が販賣を委託するに當り仕向地の相場を探り、出荷より賣上に至るまでの諸掛を計算し、純手取金の試算をなし、又買付を委託するに當り仕入地と販賣地との相場を比し、仕入諸費用を試算することの必要なるは既に説きしところなるが、問屋に販賣又は買付を託するに先立ち之を照會せば問屋は販

委託賣買試算

賣又は買付の取引を假定し委託者のために試算賣上計算書又は試算買付計算書を作り送附し來るべし。
Profit and Loss Account Sheet

かくて委託者は各地又は夫々の問屋に問合せ、試算書を得れば何れの地又は何れの問屋に託するを利とするやを知るを得べく、たとひ地方の事情に暗くとも、以て販路を擴張し低廉なる仕入をなすを得べし。

第五節 競争賣買

競争賣買

賣買當事者の双方が單數なりや複數なりやにより賣買を相對賣買と競争賣買とに分つことあり。相對賣買とは賣方買方各一人にして相對して取引するものを云ふ。されば普通の取引方法は殆んど之にして茲に説明の要なし。然るに競争賣買とは當事者

Trade by mutual agreement

Competitive sales

者の一方又は双方が多數なる場合の賣買なれば勢ひ其の間に競争生ず。是れ此の名の生ぜる所以なり。

競争賣買は更に其の當事者双方の多數なる競争賣買と一方のみ多數なる競争賣買とに分つ。後者の例は入札賣買及び羅羅賣買にして、前者の例は競争賣買なり。

入札賣買

一、入札賣買 *Tenders* 此の方法は概ね官廳又は会社の如き大手筋賣主が多額の物品の購入又は不用品の賣却若くは製造會社が原料品を買入れ又は生産品を賣捌かんとする場合に行はれ、多數の入札者を集め競争入札の結果、最低價の申込者より購入し、最高價を申出でたる者に賣却す。入札に際し特に相手方を指定して入札に應ぜしむる場合と、廣く斯業者に向ひて入札條件に應ぜしむるとあり、前者を指定入札、後者を公告入札と稱す。かくして、落札者定れば、賣買契約書及び相當の保證金を差入れ、*Public Tender* *Procurement of sales* 定の日に條件に従ひて物品を納入せしめ、又は代金を納付せしめて物品を引渡す。

羅羅賣買

二、羅羅賣買 *Auction* 競賣又は羅賣とも云ひ實際上は賣却する場合にのみ行はる。之を取扱ふ競賣人は物品の賣主より委託を受け、其の計算を以て賣捌くものにして、先づ一定の場所に委託物件の品名數量個數競賣の日附、手附金、代金支拂の方法、引取口等の事項を公告し、期日に多數の買方を集め、競賣人は最初に *First Price* 初め代價たる最低價を申

出で、次いで買方たる競買人をして買價を羅上げしめ、最高價の申出をなせるものを

Winner

競落人と稱へ、此と賣買契約を締結するなり。斯くて競落人は一定の手附金を支拂ひ、當初定めたる引取日に物件を受取る。又時として此の反對に競賣人先づ最高價を呼び、應ずるものなければ漸次直段を下げ行くものあり。かゝるものを特に和蘭陀競賣法と謂ふ。

競賣人は委託者より競賣手数料を收むる者にして、若し委託者より相當賣價を指定せられたる場合には、其の價格以下の賣却を避くる爲、豫め自己も競賣に加はる旨を申出で置き、競賣に際し相當の評價を得ざる時は、自ら最高價を呼びて自己に競落せしむ。競賣と入札との差は單に手段の如何に存し、投票を用ふるが入札にして口頭を以てするが競賣買なるなり。

競賣買

三、競賣買 賣買當事者双方多數存在し、賣方同志、買方同志の間に競争を行ひ、賣の側にては最低價格にて賣るものを、買の側にては最高價格にて買ふものを必ず優先せしめてその間に契約を締結せしむるものなり。是れ専ら取引所取引にて行はるゝものなれば、取引所の章にて詳説すべし。

第四章 賣買に關する手續

第一節 荷物の發送

一、荷造 PACKING 散荷にあらざる貨物を發送せんには必ず完全に荷造を施さざるべからず。包装不完全なるが爲に運送中生じたる抜荷又は破損に對しては運送業者及び保險業者は共に其の責に任せざるを以て、損失は遂に出荷主に歸するのみならず、引いては荷受主に對しても信用を失ふに至るべし。

荷造は商品の種類及び賣買慣習により箱入樽入布包罐詰、縷詰、叭入、蕙包、俵入、籠入等夫々適當の方法を行ふべし。而も運送方法は一様ならざるのみならず、運送距離の長短、危險の多少、荷積の難易等夫々事情を異にするを以て、適當に一包装の容積重量を定め、積卸運搬に堪へ氣温の變化、空氣の乾濕に侵されざる様荷造に注

荷造

荷造の方法

意を要す。

荷造を爲すに當りては商品を包む用紙、金屬板、木皮、包装布等水分の滲入を防ぎ又は外部の禍害に抵抗し若くは摩擦に堪へしむる様夫々目的に適へる材料を選び又箱入包装のときは填充材を用ひて運送中の動搖を防ぐべし。且荷造の外圍を結束する帶鐵、繩、繩索の如き結束材にも包装の重量に堪へ得べき材料を使用すべし。

荷造完了したる時は包装上に荷印、荷受人、送達地名等明瞭に消磨せざる様記入すべし、之れ記載の不明若くは抹消に起因する揚違、持越、延着等より生ずる損害は運送業者其の責を負はざればなり。荷印とは貨物を容易に識別する爲に包装上に附する印章にして、等通常用ひらる。

二、託送 荷主自ら送届くるか、小貨物の小包郵便に依る場合の外

包装材料

包装上の記載

荷印

託送

は荷車・牛馬車鐵道又は船舶を以てする運送者に託すべく鐵道にも客車便・貨車積噸積扱等あり、船舶には定期不定期又は西廻東廻などあるべし。されば託送には先づ(イ)運送の手段・方法・徑路を選び(ロ)運送契約を自ら締結すべきか、又は取扱店の手を経べきかを定むべし。即ち運送には最も短時間に最も安全に到達するを目標として手段・方法・徑路を選ばざれば相場の變動・積荷の損害を生じて商機を失ふ處れあり。尤も貨物によりては特に低廉なる運賃を必要とする場合あるも通例運賃低廉なる場合には運送の遅延を免れず。

託送に際しては運賃の交渉重要なり。即ち鐵道業者・水上運送業者等と直接に運送契約をなすと運送取扱店・廻送問屋を経ると何れが有利なるやを取調べ時に運賃の引合を爲さざるべからず。而して運賃支拂には前拂と向拂とあり。そは賣買契約により定

保險契約

まるべきも概して前拂は割安なるものとす。運送中生ずる虞のあるべき貨物の損害に對しては常に保險契約を取結ぶべきものとす。即ち陸上及び湖川内海の運送品に就きては運送保險に附し海洋航行船に船積するときは海上保險に附すべし。此等の保險に在りては單に貨物の價格のみならず、其の安全なる到着により得らるべき賣買利益も之を豫期利得として契約することを得べし。

書類の送附

三、書類の送附 荷物發送の後出荷案内狀(送荷通知書)を認め必要なる書類を添附郵送すべし。先づ作成すべきは送狀にて後述の荷爲替の取組には荷付爲替手形を振出さざるべからず。其の他添附すべきものは運送證券・保險證券等にして、普通先方が轉賣に供するものなれば必ず鐵道にては貨物引換證、水上運送なれば船荷證券の發行交付を求むべし。但し仕入品の如く買主が運送品

を自店に引取るが如き場合なれば運送証券ならざる貨物請取證
(積荷引換證)を得て添付すれば可なり。
Parcel Receipt

第二節 荷物の引取

引取手續

一、引取手續 配達付託送の積荷は荷受の手續を要せざれど、然らざる場合には荷受をなさざるべらず。貨物引換證又は船荷證券を發行せる貨物にありては、證券による賣買移轉あるを以て運送業者は前以て、正確なる荷受人を知り得ざるため荷受人に通知を發せず。船舶着港の際單に着港の廣告をなすに過ぎざる場合あり。

されば貨物引換證、船荷證券又は貨物請取證の所有者たる荷受人は荷物到達の有無を問合せ、到着すれば直ちに證券又は證書に受取の旨を記載し引取るべし。此は荷物到達後相當時間を経過すれば運送業者は荷主の危険と費用を以て保管することを約す

證券未着の場合

るが故なり。尙荷受するときは運送業者の立替金附隨の費用及び未拂運賃を支拂ふべきは當然なり。
引換に關する書類が未着の場合には證券入手次第交付のこと、引取りたる後該積荷に付き生ずる一切の責を負ふ旨を認めたる**保證狀**を運送業者に差入れ引渡を受くべし。
Letter of Guarantee
荷爲替付荷物の引取の手續並に輸入の場合は後に學ぶこと、なさん。

入庫

引取れる貨物は自己の倉庫に庫入するか又は倉庫會社に寄託し火災保險の契約をなすを可とす。保管中と雖も見本の摘出は任意たるべし。

引取貨物に關する事故

二、引取貨物の事故と求償 荷受人は引渡を受くる際數量の不足毀損の有無等を検査するを要し、若し故障あらば運送者に其の旨を通知すべし。蓋し荷受の場合に起る事故は(イ)品違(ロ)數量不足

番 號 送荷通知書

昭和 年 月 日 殿

荷印番號	品 名	數 量	原價	運費	扱店

上記ノ荷物 便ヲ以テ御送附申上候間御査収扱下度候
市 區 町 番地

何 商 會 營業部受渡掛

第 號 荷物受取證

何 商 會 營業部受渡掛御中
昭和 年 月 日

荷印番號	品 名	數 量	原價	運費	扱店

上記ノ荷物異狀ナク正ニ受取候也

印 紙

番證	荷印	品名	個數	秤量又ハ 容積又ハ 體積	秤合	運賃	荷懸金
no. 2163	サ	雜貨	參個	六〇〇〇斤 五圓四錢	拾五圓 十二錢		
積地	濱 港	揚地	函 館	元價	壹千七百圓也	荷送人	內 池 商 會 荷受人 當 店

保 證 狀

貴社第二次擇津丸積前記荷物ハ貴社船荷證券ト引換ニ引取可申答ノ處該證券未着ノクメ交付難致候ニ付本證書ヲ差入レ前記荷物ヲ引取候事實正也然ル上ハ右證券到着次第直ニ貴社へ差出申可候萬一右證券ニ基キ他人ヨリ貴社ニ向テ更ニ荷物引渡方等ノ請求有之候節又ハ右荷物ニ關シ貴社へ支拂フヘキ運賃其ノ他ノ費用有之候節ハ保證人ハ特ニ本人ト連帶シテ連ニ處辦仕リ聊モ貴社へ御迷惑等相掛申間敷候依テ爲後日本證券入レ候也

昭和四年十一月六日

本 人 函館區 國田守太郎 印
連帶保證人

保證人ハ銀行等々ヘキ事

東海汽船株式會社函館支店御中

求償

(荷不足、過剩、中味減量、抜荷等) (ハ) 損傷事故 (紛失、滅失、刺傷、繩切、雨濡、色付等) (ニ) 運送事故 (揚造、積殘) などに於て、其の發生必しも稀少ならざればなり。

故障には (イ) 荷送人の責に歸すべき場合 (ロ) 運送業者の責任負擔たるべき場合 (ハ) 保險業者に辨償を求め得る場合とあり。荷送人に對しては例へば品違、中味數量不足等あらば直に其の旨を通知し、借方票を送付す。借方票とは不足額等を荷送人勘定の借方に記入せることを示すものなり。

運送業者に對する求償には別に書式なし。保險業者に求むる場合は危険損失辨償金請求書を認め申出づべく其の手續は後に説明すべし。

第三節 代金支拂に關する手續

代金支拂の方法に其の支拂人の所在地にてなす當所拂と他所にて支拂ふ他所拂との區別存す。當所拂の手續は簡單にして別

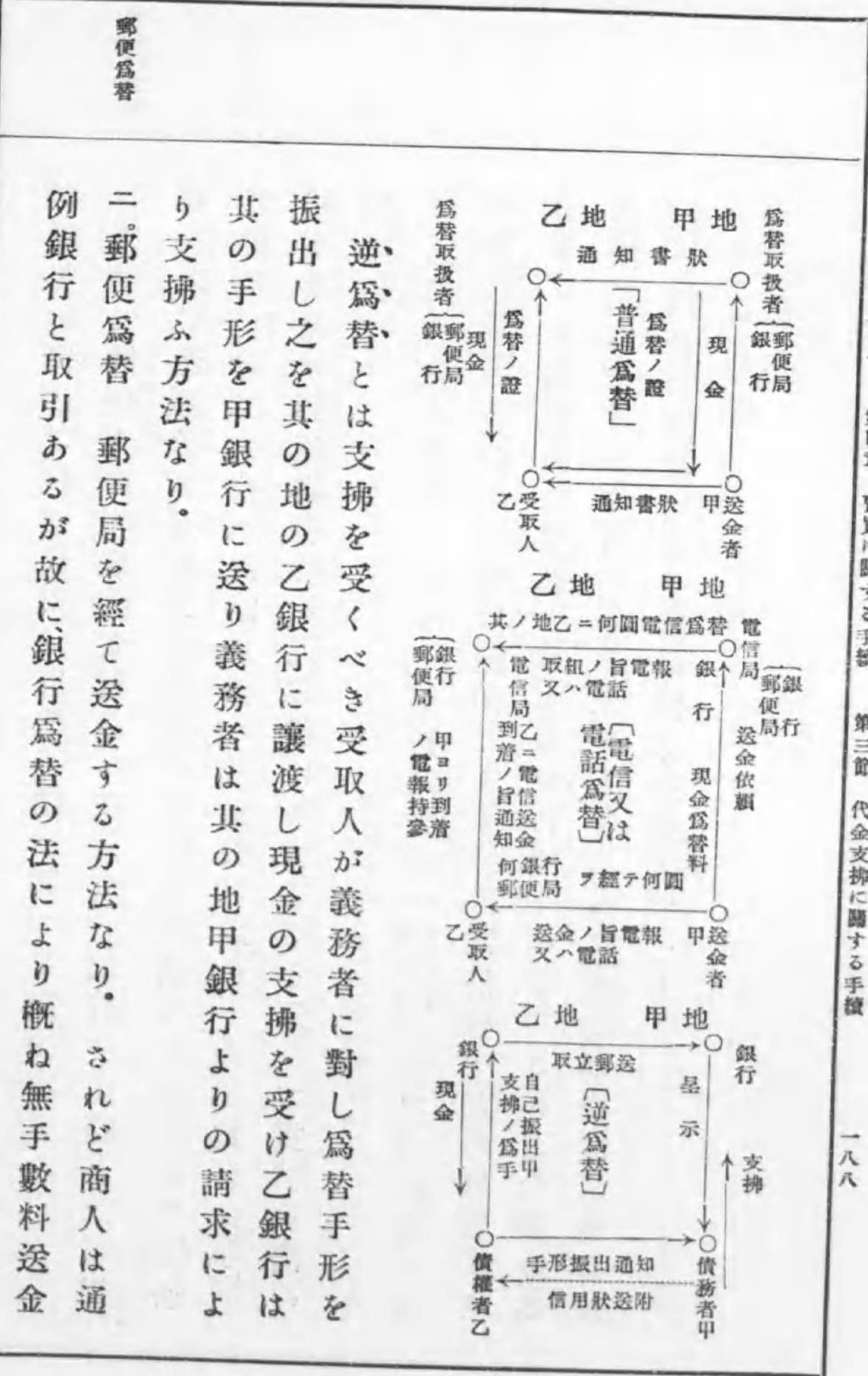
爲替の意義

爲替の種類

に説明を要せざれば以下他所拂手續に關して述べべし。

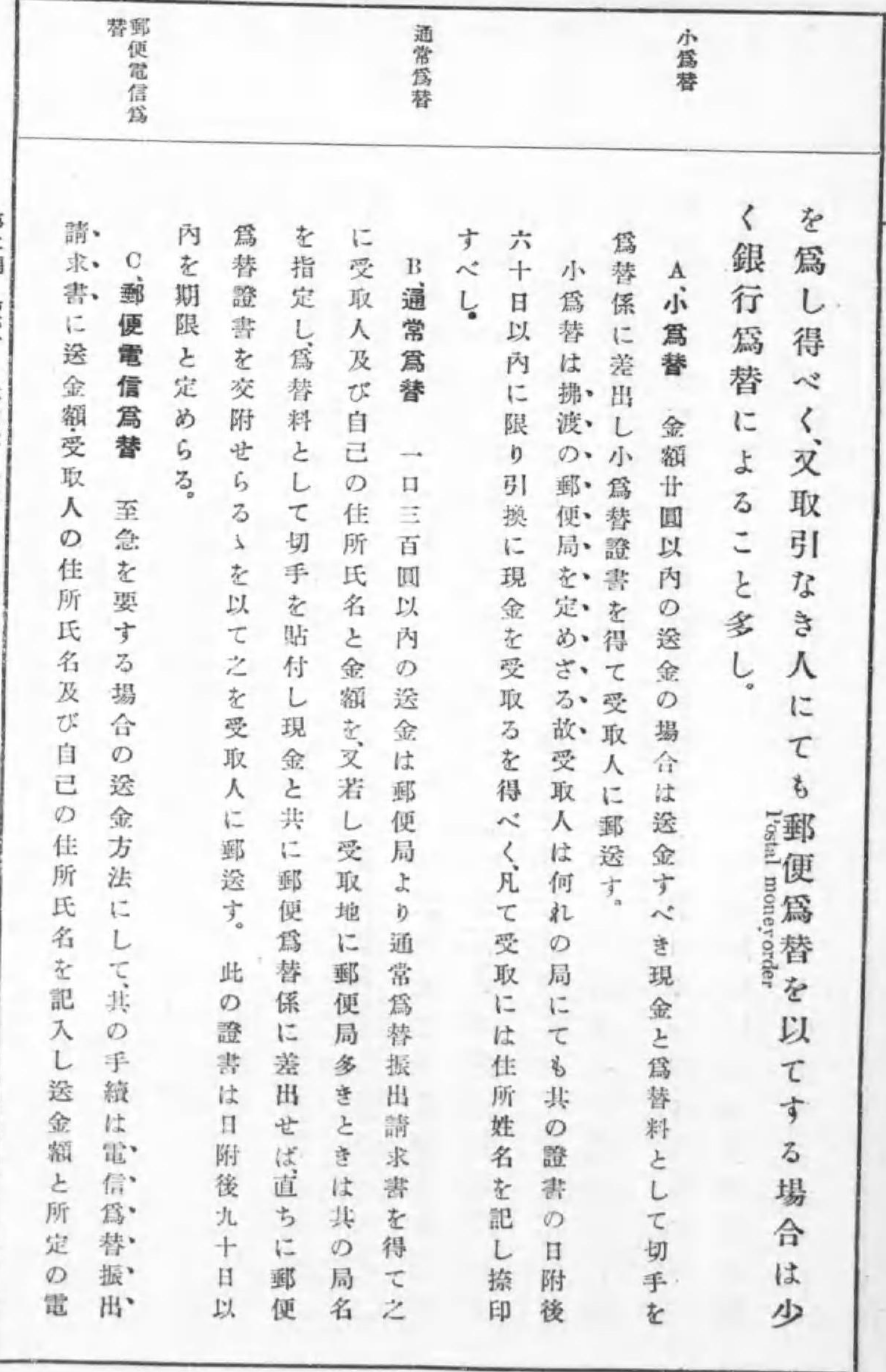
一、爲替 爲替とは現送(現金輸送)に代へ爲替取扱者が帳簿上の振替を以て送金者と受取人との間の貸借を決済する方法にて (イ) 普通爲替 (ロ) 電信爲替 (ハ) 電話爲替 (ニ) 逆爲替の四あり、普通爲替は手形、小切手又は郵便爲替券を逆爲替は爲替手形を用ひて貸借決済の用に供す。

又爲替は取扱者により (一) 郵便爲替 (小爲替、通常爲替) と (二) 銀行爲替 (普通電信爲替) とに分ち、取組の範圍により (一) 内國爲替と (二) 外國爲替となす。外國爲替は複雑なれば後章に説くべし。されど大體の爲替取組關係は同じにて左に示せる普通爲替、電信爲替、電話爲替及び逆爲替の圖表に就き其の關係を知得すべし。



逆爲替とは支拂を受くべき受取人が義務者に對し爲替手形を振出し之を其の地の乙銀行に讓渡し現金の支拂を受け乙銀行は其の手形を甲銀行に送り義務者は其の地甲銀行よりの請求により支拂ふ方法なり。

二。郵便爲替 郵便局を経て送金する方法なり。されど商人は通例銀行と取引あるが故に銀行爲替の法により概ね無手数料送金



信爲替料を切手にて拂込むべし。但し電信爲替證書は一口五百圓を限れども同一人にて幾口にても取組むことを得

右の手續終れば受取人には幾何送金せる旨の電報を發するを要す。

三、銀行爲替 銀行爲替とは銀行を經て送金する爲替の方法なり。

銀行爲替
普通送金爲替

A 普通送金爲替 甲地より乙地へ送金せんとする者は乙地に

Remittance by Draft

爲替取組先を有する甲地銀行に到り送金依頼票に送金額受取人氏名取組先地名送金者たる自己の住所氏名を記入し爲替料と送金額とを現金出納係に差出すときは爲替係より送金爲替手形又は小切手を渡さるべし。之を送金手形と稱す。

此の送金手形は甲地銀行より乙地の本支店又は取引銀行に宛て之と引換に現金を拂渡され度き旨を記したるものなれば送金者は受取人に郵送し受取人は入手せる手形に受取の旨を認め宛てられたる銀行に到り引換に現金を受くるものとす。

送金手形

爲替料

爲替料は一定せず其の取組が本支店間なるや他店間なるや又金額の多少や其の時の爲替出合即ち甲乙兩地間の貸借の關係如何等により異なるべし。而して内地の普通爲替は銀行の取引者に對しては無料取扱をなす。

電信爲替

B 電信爲替 送金依頼人は送金額と電信爲替料を電信送金申

Telegrammatic Transfer

込書に添え爲替係に差出せば甲銀行は送金額及び受取人氏名を乙銀行に打電す。而して送金者は乙地の受取人に何銀行を經て幾何送金せる旨を打電するときは受取人は此の電信を持參して銀行に到り電信爲替金受取證に調印し引換に送金額を受取るなり。

逆爲替

C 逆爲替 權利者乙地の乙が手形を振出し其の地銀行に讓渡すには其の手形支拂人甲地の甲の信用が確實ならざるべからず。されば逆爲替は先づ義務者甲が甲地の銀行に逆爲替申込書を以

て預金をなし、又は擔保品を差入れて信用狀を受け之を権利者乙に送附し、乙は手形を作成し甲よりの信用狀と共に銀行に差出して其の手形の割引又は支拂を受くるなり。即ち商業信用狀は甲地銀行が甲に宛て振出されたる手形金額に對し其の支拂の責に任ずることを記せるものなり。

かくて信用狀に基き支拂をなせる乙地銀行は其の支拂へる金額を信用狀の裏面に記し、信用狀の支拂責任程度の減額を明かにすべし。

電話爲替

D、電話爲替 至急送金の方法として電信爲替と異なることなし。
Transfer by Telephone
先づ乙地の乙に送金を要するとき甲地の甲は銀行に送金額及び爲替料を拂込み乙に電話にて何銀行を経て幾何送金の旨を通報す。一方甲地銀行は乙地銀行に電話を以て其の地の乙に支拂を委託する旨を通話す。かくて乙地銀行は乙に通知するか又は乙

送金依頼票

取組先 神戸		金八拾五圓也	
住	所	姓	名
東京市外下落合三六六		内	池 廉 吉 ㊟
人	取	姓	名
金井 泰 二 郎		金	井 泰 二 郎
昭和四年十一月二十日			

會社 一橋銀行

○ ○ 電 信 送 金 申 込 票

昭和十四年十一月二十日

送金場所 神戸市	一橋銀行支店	番	號	要	摘
金額	金五百五拾圓也				
依頼人	住所	姓名	受取人	住所	姓名
東京市日本橋區本村本町二丁目十番地	坂 本 一 郎		神戸市廣町三丁目一番地	金 井 泰 二 郎	

電信爲替金受取證

三錢印紙

一金五百五十圓也

右坂本一郎ヨリ拙者ハ宛テタル電信爲替金正ニ電信送達紙ヲ證據トシテ受取申候萬一電信ニ相違有之候節ハ右金額連ニ返却可致候也

昭和四年十一月廿日

神戸市境町三一

受取人 金井泰二郎

株式會社 一橋銀行神戸支店

御中

參錢印紙

電話爲替金受取證

一金五百五十圓也

右者東京坂本一郎ヨリ拙者ハ宛タル電話爲替金正ニ請取申候萬一電話誤謬等有之候節ハ御請求次第右金額連ニ返却可仕候爲後證仍而如件

住所 神戸市境町三一

昭和四年十一月廿日 受取人 金井泰二郎

株式會社 一橋銀行神戸支店

御中

逆爲替申込書

印紙

一 逆爲替取組極度金高金參千圓迄

但シ一覽拂

一 同取組期限本日ヨリ向フ參拾日間

一 同取組依頼人門司市乙野物産株式會社門司支店

右乙野物産株式會社門司支店ヨリ拙者へ宛逆爲替取組方ノ儀貴行門司出張所へ御依頼候節ハ前書金額ヲ限り御取組被成下度就テハ右逆爲替手形貴行へ到達之上ハ御通知次第直ニ右手形代金ヲ貴行へ仕拂可申候爲後證逆爲替申込證書仍如件

東京市神田區神保町一番地

甲 野 太 郎

昭和四年十一月廿日

株式會社 一橋銀行 御中

商業信用狀

鑑印人額依
④
跡筆上同
.....

- 1 限度金額 參千圓也
- 1 取組期限 昭和四年十一月廿日ヨリ同年十二月卅一日
- 1 仕拂期限 一覽拂
- 1 支拂人 甲野太郎

右ノ範圍ニテ乙野物産株式會社門司支店殿ヨリ此ノ信用狀呈示ノ上手形ノ刺引又ハ荷爲替取組ノ御請求有之候節ハ前掲ノ印鑑及ヒ筆跡御照査ノ上可成低歩ヲ以テ無懸念御取扱可被下候也

但シ御取扱年月日及ヒ金額ハ裏面相當ノ欄内ニ必ズ御記入可被下候

昭和四年十一月十日

株式會社 一橋銀行
支配人 何 某 ④

株式會社 一橋銀行門司支店

御中

よりの來行を待ちて送金額を支拂ふなり。此の際電話にては往々數字の聽違ひを生じ易きを以て乙をして電話爲替金請取證を差入れしむ。されど現在之を行ふ銀行少し。

荷爲替

四、荷爲替 荷爲替とは運送貨物を擔保とせる爲替手形割引の一種にして、商人には重要な資金融通の方法なり。例へば長野の生絲商が横濱の卸賣商又は問屋に生絲を送附せるとき、貨物が先方に到着若くは賣上濟の後にあらざれば送金なきものとすれば、荷主は其の間資金の融通を得ざるを以て、其の不便を除くため先づ出荷と同時に横濱の荷受主に宛て長野の取引銀行に支拂はるべき爲替手形(普通之を荷付爲替手形と稱す)を振出し、貨物代表の貨物引換證(又は船荷證券)保險證券送狀其の他附屬の書類を添へ、別に若し爲替金不拂の場合には擔保とせる貨物の權利を讓渡すに付其の賣却代金を以て填補せらるべきことを保證人連署を以

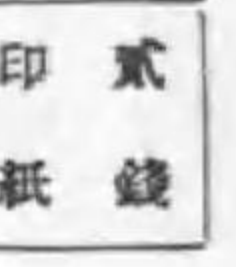
て約せる爲替手形副證書を差入れ、長野の銀行に就き、手形の割引を求めて手取金を收むるなり。

以上の荷爲替取組には豫め取引銀行と荷爲替約定書を以て要件を取極め、各取組毎に荷爲替取組申込書と前述せる爲替手形副證書を差入るべし。

荷主の振出す爲替手形の金額は通例送狀面金額の七掛乃至八掛とす。之れ銀行が不渡の場合に貨物を處分したる時被ることあるべき損害を避けんが爲なり。されば荷主にして全額を收むるの必要ある場合には(一)先方よりの註文と同時に信用狀の送附を求むるか、又は(二)七八掛の殘額に對する擔保品を差入るべし。銀行にて荷爲替取組の後は該手形及び附屬書類を支拂地にある本支店又は取引銀行に送附すべく、之を受けたる銀行は荷受主より手形金額を取立て、擔保とせる貨物代表證券の引渡をなす。

手形金額

銀行の手續



爲替手形副證書

一 洋西雜貨 貳拾梱

此ノ原價 金參千五百圓也

右ハ昭和四年十一月廿日附若ヨリ丙野三郎ヘ宛テ振出シタル第九號爲替手形支拂ノ擔保トシテ前記ノ貨物差入候ニ付右手形裏書讀渡ノ時ハ右貨物並ニ送狀ヲ裏書讀受人ヘ又期日ニ至リ爲替金支拂濟ノ上ハ支拂人ヘ御渡可被下候向手形ニ關シ左ノ件々約定致候
一 擔保品ノ運賃倉敷料諸掛手数料等其ノ運送保管ニ關スル費用ハ擔保差入人ニ於テ負擔可致候
一 右手形支拂人ガ其ノ引受又ハ支拂ヲ拒ミタル時又ハ期間前ト雖モ支拂停止若クハ破産等ノ御懸念アル場合ハ貴行又ハ裏書讀受人ハ可致又殘金有之候ハ貴行ニ御返戻可被下候
一 前項ニ定メタル擔保費却テ實行スルニ當リ其ノ直段時機及ビ方法等ハ貴行又ハ裏書讀受人ニ一任スルヲ以テ之レニ關シテハ豫メ擔保差入人ニ通知シ又ハ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要セズ候若シ賣却ノ都合ニ依リ擔保品ヲ元積出地ヘ御返戻相成候トモ不苦候然ル時ハ送戻諸費用モ亦擔保差入人ニ於テ負擔可致候
一 右手形ノ支拂ニ對シテ其ノ支拂人ヘ擔保品ヲ引渡ス迄ハ之レニ關スル一切ノ危險ヲ擔保差入人ニ於テ負擔可致候故ニ水火盜難其ノ他ノ原因ニヨリ紛失消滅損傷致候共右手形ヨリ生ズル義務ハ擔保差入人ニ於テ悉皆履行可致候又市價低落致シ擔保ノ不足ヲ生ジタルトキハ貴行又ハ裏書讀受人ノ御請求次第ニ支拂ノ猶豫ヲ實行又ハ裏面讓受人ニ願出候而ハ御承諾被成候共不苦候其ノ場合ニ於テハ右手形ニ對スル擔保品未着又ハ期日ニ至リ支拂ノ猶豫ヲ實行又ハ裏面讓受人ニ願出候而ハ御承諾被成候共不苦候其ノ場合ニ於テハ延滞日歩百圓ニ付一日金貳錢壹厘ノ割ヲ以テ御取立可被成候若シ支拂人ニ故障アルトキハ擔保差入人ニ於テ直ニ辨償シ此ノ猶豫ノ理由トシテ擔保差入人ノ負擔スル債務又ハ其ノ他ノ義務ヲ履行スル上ハ御モ故障申立間敷候
一 右手形ノ引受若クハ支拂ヲ拒ミ候共擔保差入人ニ對シ償還請求權ヲ保全スル爲メニハ拒證書作成ヲ要セズ候
右約定ハ保證人ト擔保差入人ト連帶シテ履行可致爲替手形副證書仍テ如件

昭和四年十一月廿日
擔保差入人 住 所 甲 野 太 郎 印
保證人 住 所 乙 野 次 郎 印
株式會社 一橋銀行橫濱支店御中

手形番號 第九號		荷爲替取組申込書	
爲替 金額	一金貳千四百五十拾圓也		
擔 洋西 雜貨 貳拾捆	保 品	但シ日本郵船 北海丸 船荷證券 此ノ原價金參千五百圓也	
保險 金額	保險金參千八百圓也 但シ東京海上保險會社 保險證券		
人宛名	丙 野 三 郎	地拂支	小 樽
期日	昭和四年十一月廿日		
擔 要	右ハ拙者ヨリ豫テ差入置候荷爲替約定書ニ據リ荷爲替御取扱相成度此ノ段御依頼候也		
昭和四年十一月廿日 株式會社 一橋銀行橫濱支店御中 甲 野 大 郎 印			

荷爲替約定書



荷爲替取組ニ關シ左ノ通り約定致置候

- 一、荷爲替金ニ對シテハ爲替手形ヲ振出シ手形宛人ニ送付スベキ貨物又ハ有價證券ヲ擔保ト可致候
- 二、擔保品ノ損害ハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハズ總テ拙者ニ於テ負擔可致候
- 三、爲替手形ノ宛人ニシテ手形金及ビ延滞日歩、運送賃、保管料其ノ他擔保品ニ關シテ生ジタル費用ヲ支拂ヒタルトキハ運送證券又ハ擔保品ハ支拂人ニ御渡可被下候
但シ名宛人ニ於テ手形金以外ノ金額ヲ支拂ハザルトキト雖モ本項同様御取扱ノ儀異存無之此ノ場合ニ於テ該金額ハ拙者ヨリ支拂可致候
- 四、名宛人ニシテ手形ノ引受又ハ支拂ヲ拒ミ若クハ手形ノ滿期日前支拂ヲ停止シ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ拙者ニ於テ前項金額辨濟可致候
- 五、前項ノ義務不履行ノ節ハ擔保品ハ隨意ニ御處分可被下候

昭和四年十一月十七日

住 所

甲 野 太 郎 印

株式會社 一橋銀行橫濱支店御中

前記契約ニ關スル義務ハ本人ト連帶シテ履行可致候

住 所

保 證 人 丁 野 四 郎 印

印
紙

荷爲替抵當荷物保管預り證

一 西洋雜貨

荷印番號等裏面ノ通り

右ハ東京株式會社一橋銀行橫濱支店ニ於テ甲野太郎ヨリ拙者ヘ宛テ取組來リ候荷爲替金貳千四百五拾圓也
ノ抵當品ニ有之候今般拙者ノ都合ニヨリ爲替入金前荷物保管ノタメ拙者ヘ御預ケ入之儀願出候處御承諾ノ上船荷證券御渡
シ相成正ニ御預リ申候處實正也然ル上ハ該荷物陸揚ゲ相濟次第拙者ニ於テ堅固ニ保管可致ハ勿論萬一保管中火災ノ爲燒失
候歟又ハ其ノ他何等ノ事故ニヨリ損傷致候トモ總テ拙者ニ於テ引受ケ決シテ貴行ヘ御迷惑御損失等相掛ケ申間敷候且該荷
物悉皆或ハ一部分爲替金仕拂期日前貴行ノ承諾ヲ經テ他ニ賣拂又ハ引渡候節ハ其ノ代金悉皆若クハ相當代價即時ニ爲替入
金トシテ貴行ヘ御拂込可申若シ萬一荷爲替金支拂期日ニ至リ支拂請求ニ應ゼザルカ又ハ荷物保管中貴行ノ御都合ニヨリ荷
物返戻方御請求ノ節ハ何時ニテモ貴行ノ御沙汰次第速カニ現品御返却可仕候爲後日荷爲替抵當荷物保管預り證仍テ如件

昭和四年十二月十日

小樽區境町

丙 野 三 郎 印

株式會社 一橋銀行小樽支店

御 中

俗の荷爲替

先例の横濱の荷受主は荷主よりの通知を受け、且其の地銀行の呈示により該爲替手形を引受け又は之を支拂ひたる後書類を得て貨物を引取るものとす。若し荷受主が手形金額の支拂以前に擔保となれる積荷を引取らんとせば、確實なる保證人を立つるか、或は手形代金に相當する擔保品を添へ擔保品入換證を差入れ、貨物證券を得て積荷を引取るか、又は荷爲替抵當荷物保管預證を差出し無擔保にて書類を受けて貨物を引取り、後日賣却の上手形代金を支拂ふを得べし。但しこれは全く荷受人たる商人の信用に依り行はるゝものとす。

以上と異り俗に荷爲替と稱するは荷主が荷受人に積送したる後、自己を振出人及び受取人とし荷受人を支拂人となせる爲替手形を振出し、必要書類を添へて銀行に代金の取立を委託する方法なり。此は代金取立にして割引にあらず、従つて正しき荷爲替と

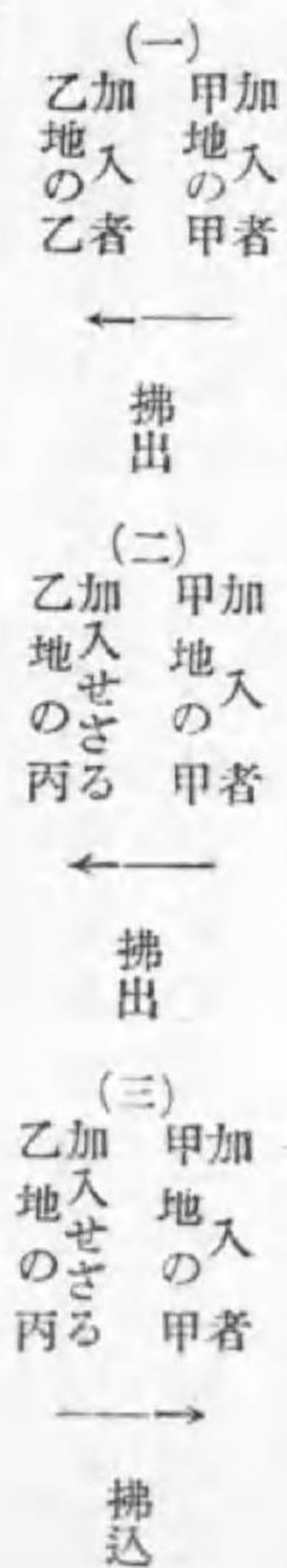
Letter of Indemnity

振替貯金

稱するを得ず。

五。振替貯金の組織 **振替貯金**とは其の名は貯金なるも目的は貯金に非ずして金錢の受拂を爲すに在り。即ち爲替貯金局の振替貯金口座に加入したるものは、拂込なる手續によりて他の加入者又は非加入者と金錢の授受を簡單になすことを得るなり。其の方法は郵便局を通じて得たる通知により爲替貯金局が單に帳簿上加入者口座に或は加へ又は差引き、若くは甲口座より差引きて乙口座に加ふるが如き振替記入をなし、以て現金授受輸送の煩勞を省くものなり。

振替貯金口座に加へ又は差引くことを拂込又は拂出と稱し、其の場合に次の三あり。



振替貯金の組織

振替の方法
加入者間の
拂出

(一)の場合には甲より其の旨を爲替貯金局に通知すれば、甲の預金を乙の預金に振替ふ。

(二)の場合には甲が其の旨を貯金局に通知すれば、郵便局を通じて乙地の丙に通知し甲の預金中より丙に拂出さるべし。

(三)の場合には丙が其の地郵便局に於て甲に對し拂込めば、郵便局は之を貯金局に通知し、貯金局は甲の預金に其の拂込額を記入して甲に通知すべし。

振替貯金口座の加入は加入請求書に基本預金として現金貳拾圓を添へて申込むべく、斯くて振替貯金の口座開かれ口座番號を定めらるべし。

六。振替方法 拂出拂込の振替方法左の如し。

(イ)前掲第一の場合、自己の預金と他人の預金との振替なり。即ち甲は振替貯金、
拂出書三片より成るの各欄に相當の記入を爲して控を殘し、他の二片の拂出票と拂

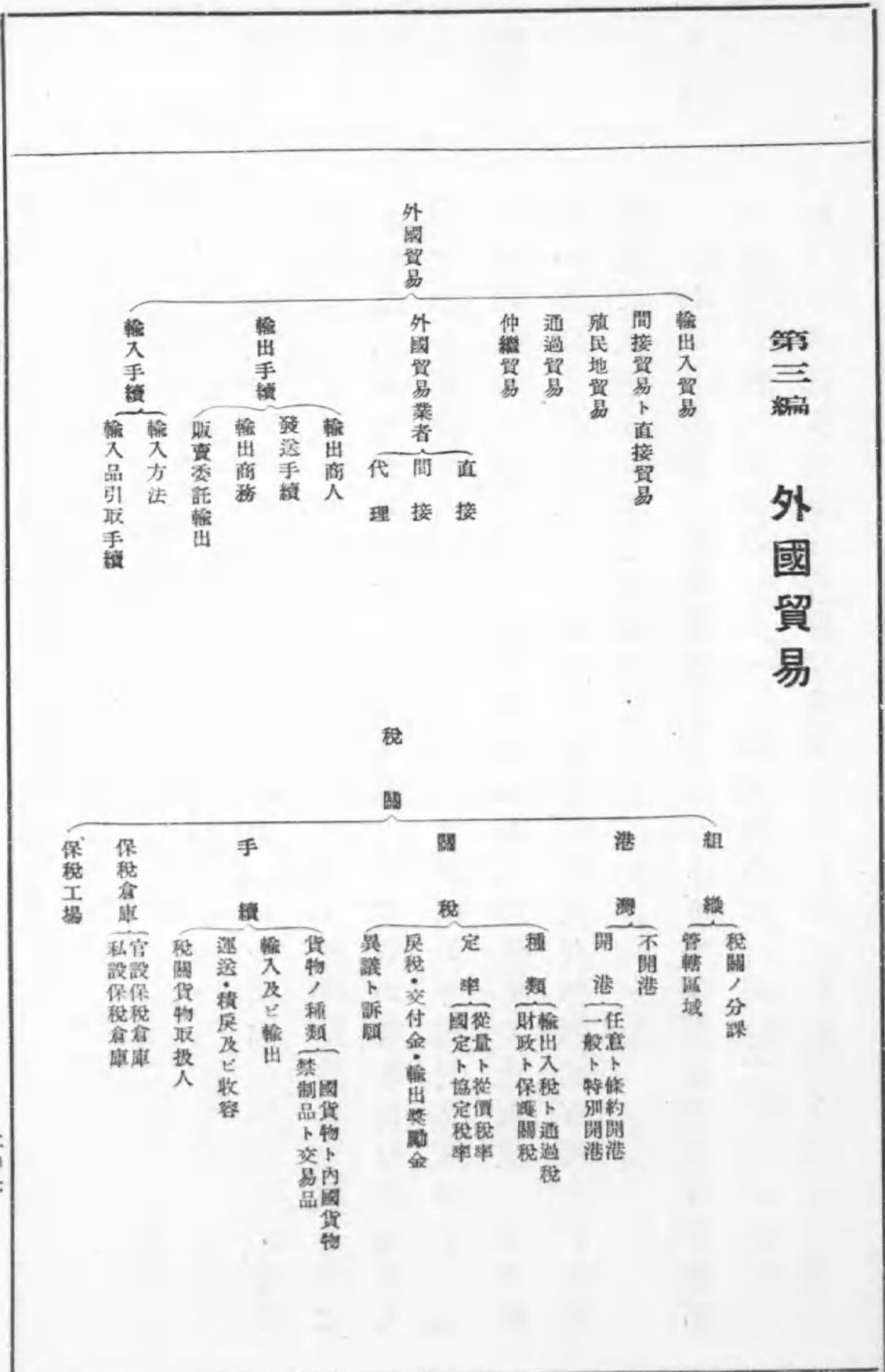
加入者が加入せざる者への拂出
加入者への拂込

拂込に用ふる振替貯金
入拂込書の記

現金以外の
拂込

出通知票とを其の儘貯金局に送れば振替をなして相手の乙加入者には拂出通知票と外に受拂通知票を貯金局より送附せらるべし。
 (ロ)前掲第二の場合 第一の場合と略同じく唯拂出票と拂出通知票の指定欄の上部に現金拂渡局名及び受取人の住所氏名を記すべし。
 (ハ)前掲第三の場合 即ち丙が買物代金を振替貯金にて拂込むが如し。拂込料の割合は振替貯金拂込書の裏面に記載せらる。尤も加入者が此の料金を負擔する旨を記するときは拂込人は料金を要せざるべし。
 此の拂込には振替貯金拂込書を使用す。拂込書は四片より成り拂込票と拂込通知書の指定せる(通例※印ある所場所に加入者甲の振替口座番號加入者氏名金額拂込人たる自己の住所氏名を記入すべし。又拂込通知票は貯金局にて記入済の上は加入者甲に其の旨を通知するに用ふるものにて其の裏面の通知文記載欄には甲への通信を記入することを許さる。
 郵便局への拂込は現金は勿論なれど尙郵便爲替證書郵便取立金取立済通知書中央金庫に於て支拂はるべき仕拂命令券にても拂込みに當つることを認めらる。

第三編 外國貿易



第一章 輸出入

第一節 外國貿易

外國貿易の
意義
種類
外國貿易の
種類

一、外國貿易の意義 **外國貿易**とは取引が一國內に行はるゝ内國 **賣買業**に對し、二國以上に亘る **賣買商業**を稱す。されば我が國に **Home Trade** 在る邦人が外國に往む邦人と通商し、又は我が國在住の外國商人が其の母國の商人と取引を爲すも、我が國の外國貿易と稱すべし。
二、外國貿易の種別 外國貿易は之を貨物取引の狀況並に貨物移動の方向より觀察して輸出入貿易、殖民地貿易、通過貿易及び仲繼貿易に大別することを得べし。

1. 輸出入貿易 貨物移動の方向により外國貿易を分ちて輸出貿易及び輸入貿易の二とす。**輸出貿易**は自國の生産品、若くは他國より得たる貨物を外國に賣却し、其の取引の結果之等を外國に

貿易差額

直接貿易

間接貿易

輸送するを云ひ、**輸入貿易**は之に反して他國より貨物の輸送を受くるを謂ふ。前者を營むものを **輸出商**、後者を營むものを **輸入商**と稱す。更に其の輸出入商品金額を比較して其の差額を **貿易差額**となし、輸出大なれば **輸出超過**、輸入大なれば **輸入超過**と云ふ。又輸出入貿易は其の國人が直接に取扱ふや否やによりて間接貿易と直接貿易とに分つ。**直接貿易**とは輸出入をなすに當り内地在留の外國商館の手を借らず、其の國商人自ら海外取引先と貿易するものにして直輸入、直輸出是れなり。又其の形態よりして **自働的通商**とも云ふ。**間接貿易**とは一名 **商館貿易**とも稱し、内地在住の外國商館の手を経由して輸出入するを云ふ。其の形態よりして **受働的通商**とも稱す。要するに後者は前者に比して商業發達の幼稚なる國に於て行はるゝものなり。本邦輸出入貿易は今尙外國商館の取扱にかゝるもの尠しとせず。

殖民地貿易

2. 殖民地貿易 殖民地と呼ぶる、處は其の氣候・風土物産・通商及び經濟事情等本土と異なる爲、本國と其の殖民地間・殖民地と他國間・殖民地相互間の通商を殖民地貿易と稱して本國貿易と區別するを常とす。我が國にては臺灣・關東州・朝鮮樺太との通商を移出及び移入と稱へ輸出入と區別す。

通過貿易

3. 通過貿易 甲國の貨物が乙國を経て其の仕向地なる丙國に輸送せらるゝ場合に、乙國に於ては單に自國領域を經由する通過品に過ぎざるを以て之を通過貿易と稱す。されど乙國は之により船舶及び鐵道の運賃を收め、尙若し陸揚中に加工せらるれば勞力・材料の供給により利益を受く。

仲繼貿易

4. 仲繼貿易 甲國が丙國に賣却する目的を以て、乙國より貨物を仕入れ丙國へ取次ぐが如き商業を仲繼貿易と云ふ。一國の地位有利にして良好なる商港を有し商業發達せるときは、よく此の

外國貿易業者

取次行爲に依り利得する所多かるべし。

三、外國貿易業者 外國貿易業に従事する者には(イ)海外に支店を設けて自ら輸出入を營むもの(ロ)取引先を約して委託賣買を爲すもの(ハ)海外に代理店を定めて貿易するもの(ニ)自ら代理店たるもの(ホ)内外商人のため輸出入の委託を受くるを業となすものを含むべし。

されば外國貿易業者は大體左の三種に分つ。

A. 直接輸出業者又は直接輸入業者即ち自己計算に於て直接の注文により輸出入を營むもの。
Direct Exporter or Importer
Export or Import against Order

B. 間接輸出入業者即ち委託を引受くる問屋又は代理商の如き他人を通じて貿易をなすもの。
Indirect Exporter or Importer
Export or Import on Consignment or through Agent

C. 賣方又は買方代理人としての貿易業者即ち間接貿易業者のために輸出入取扱の衝に當る手数料商人之なり。
Exporter or Importer as Buying or Selling Agents
Commission Merchants

輸出業務

第二節 輸出手續

一。輸出業務 輸出貿易を営む方法に三種あり。

A. 本邦製造業者又は商人が外國の買主若くは支店に商品を積送輸出する場合。

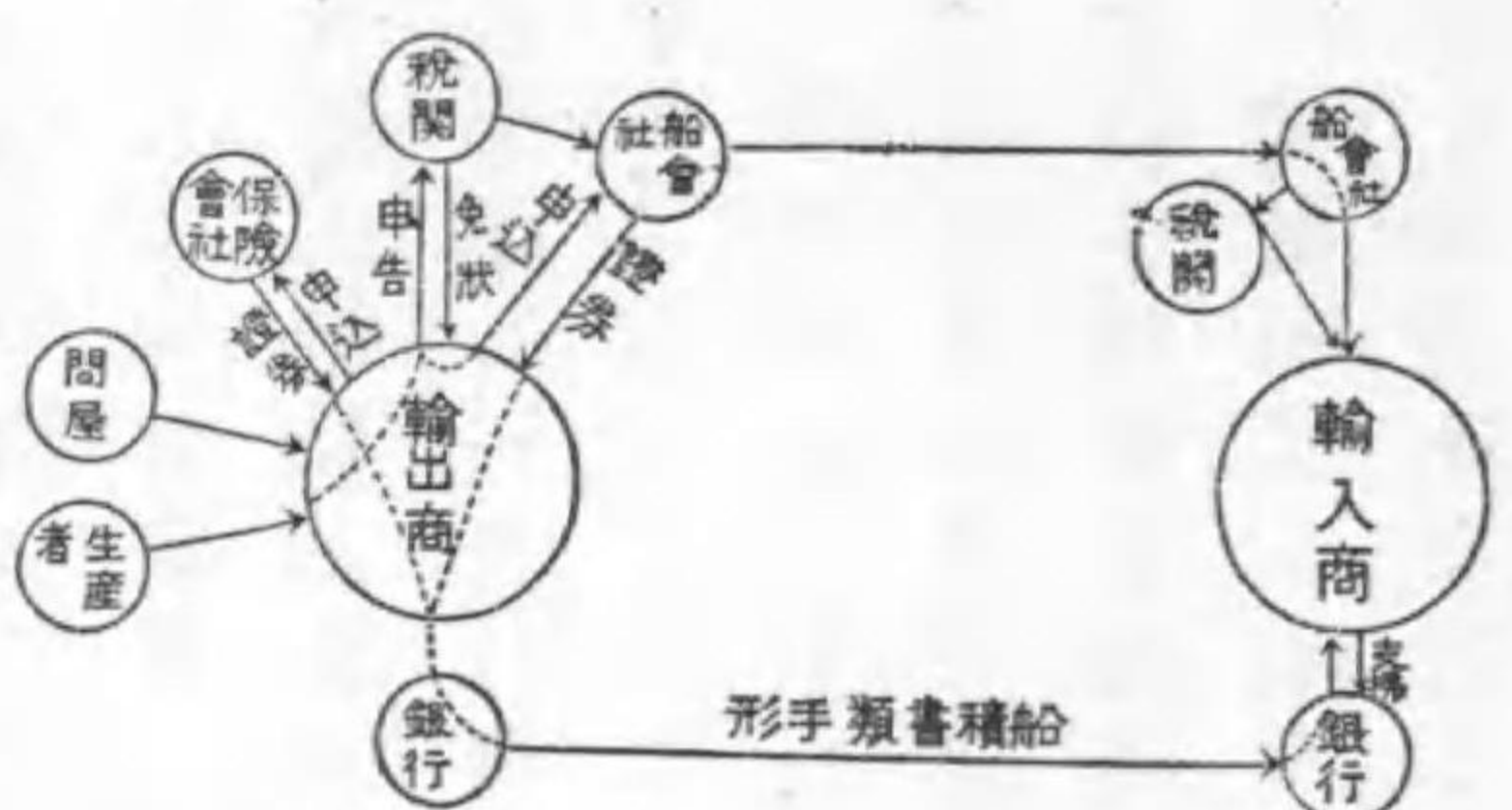
B. 外國商人のために其の代理人として註文に従ひ、外國商人の計算に於て輸出する場合。
Commission Agent

C. 外國商人の支店が本店の命令の下に買付け輸出する場合。

輸出業務の大意は註文狀又は委託買付狀に従ひ商品を仕入れ荷造をなし、税關に於ける輸出手續を了して船積し、保險契約を結び送狀を作成して各書類を整へ、取引の計算處理を行ふことにて以下重要な商務を説かん。

一。貨物發送手續 書面の時は必要なきも電信にて註文又は委託買付の註文を受けたる時は早速電照をなし且後日入手する郵書

荷造



と照合すべきものとす。註文要點は通常商
Mali Confirmation
品の品質數量等の明細・價格・船積の時日及び
到達港への到着豫定日・代金支拂方法に關する
事項等なり。かくて價格其の他の諸條件
に就き申込に應じ得るや否やを確めて後回
答し、指定の商品を仕入るゝなり。

輸出品は通例船積せらるゝものなれば其
の荷造を完全にし、且包装の上に荷印・番號・陸
揚港等を明瞭に記載すべし。荷造は貨物に
より特種の技術を要するものもあれば、大開

港場には輸出荷造人なる專業者存す。

船積時日を豫定し得る場合には先づ海運業者に對し船積と運賃との交渉を試むること肝要なり。かくて荷造完了の上は後述

する如き税關手續を済し、税關にて貨物の検査を受け、輸出免状を受くるを要す。之を船積のために差出す出荷申込書に添へざれば船積せられざるべし。

船積手續は後に講ずべければ、茲には唯其の概略を述ぶるに止めん。先づ船荷證券は必要に應じ三通乃至六通の副状を請求すべし。即ち一通は積荷に添付し、他の二通は異なる便船にて荷受人に郵送し、一通は萬一の場合に備ふるため手元に保存すべきものとす。

保険契約の際、取極むべき保険金額は貨物價格の外に運賃諸掛を加へ、尙其の一割乃至一割五分の豫期利益を加算せる端數なき金額となすを通例とす。

三。輸出商務 輸出商務とは發送手續終了後送狀の作成代金の處置に關することにて、積荷を本船に送らば直ちに送狀を作成せざ

輸出商務

るべからず。

送狀は輸出條件に従ひ貨物の價格其他計算に種々異なる所ありて *Loco Invoice, F. o. b. Invoice, C. & f. Invoice, C. i. f. Invoice, Franco Invoice* 等夫々名づけらる。

尙北米合衆國及び南米諸國への輸出貨物なれば、領事證明送狀を本邦駐割の當該領事に提出し證明を受くべし。此の送狀は三通を作り一通は該領事の控とし、二通を交付せらるゝを以て、一通は輸入港税關に他は輸入先の荷受人に送付す。

凡て輸入業者が後述する高き國定税率を免れ、低き協定税率の適用を受けんとするには、輸出者をして其の地に駐在せる我領事より貨物の産出地製造地若くは積出地の證明をなせる **生産原地證明書** *Certificate of Origin* を得て送附せしむるを要す。同時に輸出業者が其の貨物に就き輸入國にて協定税率の適用を受くるにも、必ず此種の書類

送狀の種類

原産地證明書

CERTIFICATE OF ORIGIN.

I, ⁽¹⁾ John Brown
the undersigned, of ⁽²⁾ No. 4 Victoria street London E. C.
do hereby solemnly and truly declare that I am ⁽³⁾ the Manager of
the Export Anderson & Co., who are the sellers
of the Goods mentioned and described in the indorsement hereof and that
all the particulars therein stated in respect of the said goods are correct
and true.

Dated in London this Fifth
July 1929
⁽⁴⁾ John Brown

I, Yasutaro Numano. Consul of Japan in London, do
hereby certify that the above declaration was made in my presence and to
my satisfaction on this Fifth day of July 1929.
⁽⁵⁾ Yasutaro Numano.

- (1) Full Name of Declarant.
- (2) Full Address.
- (3) "Manufacturer," "Producer," "Owner,"
"Seller," "Purchaser," "Consignor" &c.,
or "Agent thereof," or "Representative of
Manufacturers of Producers &c." (In
case of an Agent or Representative, the
Name and Address of the firm he re-
presents shall be given, preceded by the
phrase "Agent (or Representative) of the
manufacturer (s)," or "producer(s)," &c.,
as the case may be.
- (4) Signature of the Declarant.
- (5) That of the Consul.
- (6) Seal of the Consulate.

(Validity of this Certificate expires at the end of one year from the
date of issue.)

代金の處置

を留意すべし。

輸出代金の處置に關しては凡そ次の三の方法あり。

A. 船積書類を直接荷受人に郵送すると同時に、荷受人に宛てた
Shipping Documents
る参着拂の爲替手形を振出し其の地の銀行に取立を委託す。こ
れ最も信用ある取引者間に行はるゝところなるが、先方にて手形
が取立済とならざれば、入金し得ざるを以て資金運轉を害するこ
と大なり。

B. 荷爲替取組のことは後に詳述すれど、大體を云へば荷爲替副
證書を差入れ、船積書類を擔保とし荷受人に宛て銀行を受取人と
せる手形を振出し、割引して代金を收むるものとす。

C. 荷受人が註文と同時に其の地銀行をして支拂を保證せしめ
たる信用状を送附し、來るときは荷受人宛の手形を振出し、之と船
積書類とを輸出地の銀行に差出して代金を收む。

Invoice of 1500 bars Bessemer Tool steel

Shipped by Anderson & Co. from London to Yokohama

on the S. S. Yawata Maru for the Takata Trading Co.

Number and Description of Packages.	Marks.	Numbers	Quantity.	Class and Description of Goods.	Place or Country of Manufacture or Produce.	Port of Shipment.	Date of Shipment.
bundles	Yoko-hama	1 / 340	1500 bars	Bessemer Tool steel	London	London	5th July 1929

Anderson & Co.
Per pro. John Brown.

The Declarant shall sign below the last line.

出 販 賣 委 託 輸

輸 入 の 方 法

直 接 輸 入

四 販 賣 委 託 輸 出 商 人 が 海 外 に 販 路 を 求 め ん と す る 場 合 又 は 新 貨 物 の 試 賣 を 企 つ る 場 合 に は 確 實 な る 問 屋 を 選 び 販 賣 を 委 託 す。 委 託 販 賣 に は 豫 め 試 算 送 状 を 送 付 し て 値 頃 を 知 ら し む る 事 必 要 な り。 積 送 品 に 對 し て は 外 國 問 屋 と の 約 定 に よ り 其 の 代 金 の 幾 割 か の 爲 替 手 形 を 振 出 し て 割 引 す る 事 を 得。 又 は 常 に 取 引 す る 問 屋 と は 利 息 の 割 合 を 約 し 交 互 計 算 を 行 ふ 事 と あり。

第三節 輸入手續

一 輸 入 の 方 法 輸 入 の 方 法 は 大 別 し て 直 接 輸 入 と 受 託 輸 入 と な す。 直 接 輸 入 と は 外 國 に 註 文 を 發 し 輸 入 す る も の に て 本 邦 の 銀 行 と 信 用 勘 定 を 約 し 註 文 狀 と 共 に 信 用 狀 を 送 付 す べ し。 信 用 狀 に は 一 定 の 金 額 を 一 定 の 期 限 内 に 於 て 自 己 に 宛 て 又 は 信 用 狀 を 發 行 せ る 内 國 の 銀 行 に 宛 て た る 手 形 を 外 國 の 銀 行 を し て 買 取 ら し む る Open Credit と 船 積 書 類 を 擔 保 と し て 振 出 せ る 荷

受託輸入

付手形に對し信用を許與する Documentary Credit とあり。

受託輸入とは我が輸入貿易業者が外國商人の販賣委託を引受

Import on Consignment

け輸入するものにて、他人計算の商業なり。此の場合には賣上代金及び關稅陸揚費用倉敷料等の立替金支拂の方法利息の割合手形期限及び金額手敷料歩合等を豫め約定し、委託契約書等を交換するものなり。

特種輸入

以上の外に再輸出の目的を以て輸入する一時輸入及び通過商品の通過輸入並に見越輸入による保稅倉庫へ入庫の手續等は上記輸入手續と大差なし。但し通關手續上關稅支拂は要せざるものとす。

輸入手續
銀行關係

二輸入品引取手續 積送せられたる商品は荷爲替付の場合最も

多く、其の條件が證券引換手形引受なるときは、銀行よりの手形呈示に對し引受をなして後船積書類を受取り、證券引換手形支拂な

Documents against Acceptance = D/A

Documents against Payment = D/P.

貨物の引取

るときは參着拂なれば直ちに手形金額を支拂ひ、然らざれば引受の後期日に手形金額を支拂ひて船積書類を入手す。然れども輸入者は概ね銀行との約定ありて、手形金の一部豫納又は擔保品の差入れ若くは貨物保管預り證を差入れて、船積書類の交付を求め貨物を引取るが如し。

貨物の引取には先づ税關に關稅を支拂ひて輸入手續をなし、輸入免狀を得船荷證券と引換に引渡を受くべし。但し海運會社によりては船荷證券引換に引渡指圖書を交付し引渡を了するあり、又引渡の際總量・風袋・重量等を記せる重量明細書を作成することあり。

第二章 税關

第一節 税關の組織

税關

一。税關 **税關**は關稅の徵收及び之に關する諸般の事務を司る官廳なり。即ち税關は海港又は陸接國境に設置せられ、關稅の賦課徵收、貨物輸出入の許否、船舶入出港の監督、保稅地域の管理、其の他の關係事務を取扱ふところなるを以て外國貿易品の常に一度通過せざるべからざる關門たり。

税關事務を分擔する爲、税關に税關長官房、總務課、検査課、植物検査課、會計課、監視部、港務部等の分科を設く。税關長官房は税關長に直屬する庶務を取扱ひ、總務課は船舶貨物及び船用品に關する文書を處理し、又之に關する許可を與へ、検査課は貨物船用品の検査を行ひ、植物検査課は通關植物の検査取締を爲し、會計課は會計事務、交付金、戻稅に關する事務を取扱ひ、港務部は開港々則其の他に關する事項を處理す。

本邦に在りては關稅境界線に區劃を設けて税關の管轄區域を

税關の分課

管轄區域

定む。各區に一の税關を置き、其の下に數個の税關支署を置き、而して内地の税關管轄區域左の如し。

税關 税關支署

- 横濱……東京・新潟・清水・夷港
- 神戸……絲崎・濱田・境・今治
- 大阪……武豐・名古屋・四日市・宮津・敦賀・七尾・伏木
- 長崎……唐津・住ノ江・口ノ津・三池・三角・鹿兒島・嚴原・那覇
- 門司……若松・博多・徳山
- 函館……青森・小樽・根室・釧路・室蘭・大泊・真岡

此の他臺灣基隆及び關東州(大連)に一管轄區域、朝鮮に四管轄區域(仁川・釜山・元山・鎮南浦)あり。

二。開港及び不開港 **開港**とは外國貿易のために開放せられたる港灣を云ひ、其の然らざるものを**不開港**と云ふ。而して國家は或は法令により或は外國との條約により自國の港灣を外國貿易のために開放するものとす。一は任意開港にして他は條約開港と

開港及び不開港
任意開港
條約開港

一般開港
特別開港

關稅

財政關稅と
保護關稅と

す。又開港に於ける輸出入に制限を設けざるものと、之を或は輸出若くは輸入の一方に限り或は貿易品の種類に制限を設くるものとあり。一を一般開港と呼び、他を特別開港と呼ぶ。本邦に横濱外六十餘の一般開港と住ノ江外三の特別開港とあり。

三、關稅 關稅とは輸出入品及び通過貨物に對して賦課せらるる租稅を云ふ。即ち一個の關稅境界線を出入する貨物に就き稅關の賦課徵收するところのものなり。關稅に輸出稅輸入稅及び通過稅の別あるも、現代の文明國に於ては輸出稅及び通過稅を課するものなく、關稅と云へば事實に於て輸入稅を意味するなり。

輸入稅賦課の目的に二あり、其の一は之により専ら國庫の收入を擧ぐるが爲にして、所謂自由貿易國に行はるゝところのものなり。之を財政關稅と云ふ。其の二は之により内國の幼稚産業を保護するが爲にして、自國品と競争の地位に立つ同種類の外國品

禁止關稅

報復關稅

互惠關稅

關稅定率

從量稅率

に課稅して其の輸入を制限せんとするものなり。之を保護關稅と云ふ。保護關稅率を高めて當該目的物の輸入を不可能ならしむるものを禁止關稅と呼び、自國の輸出品に對して高率の關稅を課する國よりの輸入品に對し報復的に高率の關稅を課するを報復關稅と呼ぶ。又相手國の低率賦課に對し謝禮的に課せらるる、低率の關稅を互惠關稅と名付く。而して一國の關稅自主權が強固なるときは之等の關稅を自國に有利に定むるを得るも、其の薄弱なる場合に在りては之に反する結果を生ずべし。

四、關稅定率 關稅を賦課するには貨物の一單位に對する一定の割合を定むるを要し、此の割合を關稅定率と云ひ、斯かる定率を一表に調製したるものを關稅定率表と云ふ。

關稅定率に二種あり。從量稅率及び從價稅率之なり。從量稅率は貨物の重量容積個數等を標準として課せらるゝ稅

從價稅率

率にして、之による關稅を從量稅と云ふ。例へば米百斤に就き一圓五十錢、金側時計每個十圓五十錢と云ふが如し。

從價稅率は貨物の價格を標準として定められたる稅率なり。

例へば自動車が價格の五割を、金庫が三割五分を、課せらるゝが如し。而して該標準價格は我が國に在りては到着價格とし、米國に在りては輸出地價格とす。從價稅率により賦課せらるゝ關稅を從價稅と云ふ。

Ad valorem duty

次に關稅定率を決する權能が自國の法律によると外國との條約によるとにより、之を國定稅率と協定稅率とに分つべし。

國定稅率

國定稅率は一國の關稅自主權に基き、他國の干渉を受けず、自由に法律を以て制定するものにして、之に單率式と複率式とあり、前者は一貨物に就き只一種の稅率を制定し、後者は一貨物に就き高低二種の稅率を定め置き、臨機相手國の態度如何により其の何れ

協定稅率

かを賦課し得るものとす。我が國の關稅定率法は單率式の國定稅率を定むるものにして、輸入貨物の品目を十七類六百四十七種に分ち、或は從量或は從價の稅率を定めたり。

協定稅率

は通商國間に於ける條約により定めらるゝ、稅率にして、之に片務的のものと双務的のものとあり。前者は條約國の一方が讓歩し、相手國の爲めに低率を定むるものにして、後者は双方

が讓歩し、相互に低率を約するものなり。現時我が國に在りては特種の貨物に就き、英吉利(英)よりの毛織物、鐵綿織物等に對し、日本よりの羽二重、銅麥桿、眞田等、佛蘭西(佛)よりの葡萄酒、石鹼、自動車等に對し、日よりの羽二重、漆器等、伊太利(伊)よりの罐詰果實、葡萄酒、水銀等に對し、日よりの羽二重、漆器、竹細工等の三箇國と双務的の稅率を協定したり。

最惠國條款

茲に最惠國條款とは一國が通商條約を爲すに當り、現在又は將

Most favored Nation Clause

來に於て他の第三國(最惠國)に或權利又は利益を與ふる場合には同様の權利又は利益を相手國にも與ふべきことを相互に契約する條約を云ふ。故に若し此の條款を交換したる國の一方がある他の第三國に協定税率を許すときは、同一の税率を何等の特約を要せず、他の一方に許すべきものとす。我が國は多數の國と該條款を交換しあるを以て、前記英佛伊との協定税率は其等の多數國よりの輸入品にも適用せらる。

戻税及び交付金

五、戻税及び交付金 *Drawback* 戻税とは一國が貨物の輸出を奨励し、内國産業の發達を圖る目的を以て行ふところの税金の下戻を云ふ。我が國の戻税に内國消費税の輸出下戻と原料品輸入税の輸出下戻との二種あり。前者は酒類、織物、砂糖等を輸出するに當り、之等のものに課せられたる酒造税、織物消費税、砂糖消費税等を下戻することにして、後者は輸入原料品に加工し又は之を原料として製造

交付金

したる精製糖、罐詰衣類、帽子、時計等を輸出するに當り、前に原料品輸入の際に課したる輸入税を返戻することを云ふ。

六、*Allowance* 交付金とは或貨物に對する租税以外の收納例へば專賣利益の如きものを當該貨物の輸出に際し、其の一部又は全部を交付するを云ふ。我が國に在りては煙草の輸出に對し、其の價格の百分の二十以内の金錢を交付するものとす。而して此の種の交付金は戻税と同様、税關に於て必要の書面を具して申請したる者に下付するものとす。

輸出奨励金

此の他國家又は商工團體が貨物の輸出を奨励する爲輸出奨励金 *Export bounty* を付與することあるも、輸出奨励金は相手國の反感を買ふ虞あるを以て近來は多く行はれず、貨物の生産者に補助金を交付するの方針一般に行はる。

異議

六、異議及び訴願 *Protest* 異議とは行政官廳の處分に就き不服ある者が

訴願

當該官廳に對し、その處分の取消又は變更を求むる行爲を云ふ。我が關税法は關税の賦課に關する税關長の處分に對し不服ある者に、處分後二十日以内に文書を以て、異議の申立を爲すことを認めたり。税關長は之に對し判定を行ひ、文書を以て其の結果を通知するものなれども、異議の申立を不當と認むるときは從價税の場合に申告價格に百分の五を加へたる價格を以て其の貨物を買上げるか、若くは評價人四名を出して新に評價を行はしむ。

訴願とは行政廳の處分判決に就き、不服ある場合に、當該官廳の上級行政廳に對し、其の處分の變更又は取消を求むる行爲を云ふ。我が關税法は異議の申立に對する税關長の判定に對し不服ある者に、その處分後六十日以内に税關長を經、大藏大臣に訴願を爲すことを認むるものとす。

第二節 税關の手續

外國貨物と
内國貨物と

禁制品と交
易品

輸入手續
輸入
輸出

一、貨物の種類 税關事務の上に於て外國貨物と稱するは輸入手續未済の貨物及び輸出手續終了の貨物を指し、内國貨物とは輸入手續終了の貨物及び輸出手續未済の貨物を指す。
又産業或は公益保護の目的を以て輸入を禁止する貨物を禁制品と云ひ、輸入の自由を許さる、貨物を交易品と云ふ。我が國の禁制品は左の如し。

- 一、阿片及び阿片吸煙具但し政府の輸入するものを除く
- 二、偽造・變造又は模造の貨幣・紙幣・銀行券及び有價證券
- 三、公安又は風俗を害すべき書籍・圖畫・彫刻物其の他の物品
- 四、特許權・實用新案權・意匠權・商標權及び著作權を侵害する物品

二、輸入手續 税關手續により外國貨物を内國貨物となすことを輸入と云ひ、内國貨物を外國貨物となすことを輸出と云ふ。
貨物を輸入するには先づ積荷目録が船長より税關に提出せらる、を待ち、税關監視の下に税關指定の場所に貨物の陸揚を爲し、

輸出手續

然る後、輸入者は積載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、積出地、産出地又は製造地、記號、品名、箇數、數量、價格等を記載したる「**輸入申告書**」
Declaration for Importation
 に、外國の仕入地に於て作成せられ、貨物賣渡人の署名ある仕入書を添付し、之を税關總務課に提出すべし。税關は申告書と積荷目録とを對照し、一定の検査を行ひ、有税品の場合には、申告價格に就き鑑査を行ひ、税額を算出し、納税告知書を作成して交付すべく、之により納税を行ひ、其の領收書を提出するを待つて、輸入免狀を交付す。輸入者は之を監視部に示し、貨物に檢印を受け、茲に通關申告書を出して、通關許可證を受け、貨物を税關構外に搬出す。而して協定税率の適用を受くるには、輸入申告に際し、製産原地證明書を添附することを要す。

三、輸出手續 貨物を輸出するには、輸出者に於て貨物の明細積載船舶の名稱、國籍等を記載したる「**輸出申告書**」
Declaration for Exportation
 を作成して、税關總

3	4	<p>加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ 一 關稅定率法第八號第二號乃至第七號及第十條ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ</p>
		<p>I—The declarant with the specific name of the goods II—In order to export the goods III—The declaration shall be allowed IV—Name of article of the Import V—Value of article of importation. VI—In case of importation under the Tariff Law, the name of the goods VII—In case of importation under the X of Customs re-exportation</p>

積載船名 s.s. "Nippon" 入港年月日 輸入申告書 申告番號

船名國籍 Japanese 船名國籍 Japanese DECLARATION OF IMPORTATION. 受付年月日時 告知番號

船荷證券番號 NO. OF B/L.	積出地 PLACE OF SHIPMENT.	仕入地 PLACE OF PURCHASE.	産出地又は製造地 PLACE OF PRODUCTION OR MANUFACTURE.	記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品名 NAME OF ARTICLES.	數量 QUANTITY.	價格 VALUE.	鑑定價	税目番號	税率	税額
35	London	London	England	S Δ MM 54 Yokohama	500 %	Milkmade Condensea Milk	19,655 kin	£ 5,000				

申告者 Sakamoto & Co. 國籍 Japanese
DECLARANT. NATIONALITY.

住所 No. 100 Yamashitacho Yokohama
ADDRESS.

申告年月日 Sept. 12th 1929
DATE.

備考 REMARKS.

製産原地證明書承認欄 監査課 徴收課 鑑定課 検査課

調定額 年月日調定

明治四十五年一月一日改正

添附書類 1 SHEET
DOCUMENTS ATTACHED.

船舶の名稱國籍等を記載したる「輸出申告書」を作成して、税關總
Declaration for Exportation

輸入免狀

IMPORT PERMIT.

申告番號

告知番號

積載船名
NAME OF VESSEL.

昭和 年 月 日

記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品名 NAME OF ARTICLES.	數量 QUANTITY.	稅目號 TARIFF No.	一個ノ重量 WEIGHT OF ONE PACKAGE

申告者

DECLARANT.

註 (輸出免狀は税關にて記入するも又申告者にて記入するも可なり)

著者註

指定には検査課に於て検査すべき荷物の番號を指定するものなり。
 例へば「SMM 54」と記入するが如し。
 製造地證明書承認の印を押し、
 備考欄には仕入書添付の印を押す其他何れの記載事項も税關に於て行ふ。

指定

積載船名 s.s. "Nippon" 入港年月日
 NAME OF VESSEL. DATE OF ARRIVAL.
 船舶國籍 Japanese 検査申請年月日時
 FLAG. CHECKED APPLICATION YEAR MONTH DAY

船荷證券番號 NO. OF B/L.	積出地 PLACE OF SHIPMENT.	仕入地 PLACE OF PURCHASE.	産出地又ハ製造地 PLACE OF PRO- DUCTION OR MANUFACTURE.	記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品名 NAME
1 35	London	London	England	S Δ MM 54 Yokohama	500 7/	M Co
2						
3						
4						

申告者 Sakamoto & Co. 國籍 Japanese
 DECLARANT. NATIONALITY.
 申告年月日 Sept. 12th 1929 住所 No. 100 Yamashitacho Yokohama
 DATE. ADDRESS.

添附書類 1 SHEET
 DOCUMENTS ATTACHED.

輸入申告心得

- 一 申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ又仕譯書アルモノハ成ルヘク之ヲ差出スヘシ
- 一 協定税率ノ便益ヲ受ケントスル者ハ製産地原證明書ヲ添付スヘシ
- 一 申告書ハ黒「インキ」ヲ以テ讀ミ易キ様記入スヘシ
- 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ用フヘカラス
- 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル時ノ價格ナルヲ要ス
- 一 關稅定率法第八條第一號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
- 一 關稅定率法第八號第二號乃至第七號及第十條ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I—The declarant shall present the invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.
- II—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall present the certificate of origin.
- III—The declaration shall be written with black ink readably.
- IV—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No generic names, such as sundries or merchandise shall be allowed.
- V—Value of articles shall be the value at the time of arrival at the port of importation.
- VI—In case of importing articles mentioned in No. 1 of Art. VIII of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.
- VII—In case of importing articles mentioned in Nos. 2 to 7 Art. VIII and Art. X of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.

1	2	3	4
乙 號 統 計			

積載船名 NANES OF VESSEL s. s. "Taiyo"

船舶國籍 FIAG. Japanese

輸出申告書

DECLARATION FOR EXPORTATION.

申告番號 _____

検査申請年月日時 _____

受付年月日時 _____

仕向港 PORT OF DESTINATION.	仕向地 PLACE OF FINAL DESTINATION.	記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品名 NAME OF ARTICLES.	數量 QUANTITY.	價 VALUE.		格計 TOTAL.
						原價 ORIGINAL VALUE.	諸費 CHARGES.	
1 New York	New York	H O C 1/60	60 %	Straw Braid	10,000 ps.	¥ 2,500 0	¥ ,335 50	¥ 2,835 50
2								
3								
4								
5								
6								

申告者 DECLARANT. Sakamoto & Co.

國籍 NATIONALITY. Japanese

申告年月日 DATE. Sept. 12th. 1929

住所 ADDRESS. 100 Yamashitacho Yokohama

備考 REMARKS.

監査課

検査課

鑑定課

明治四十五年一月一日改正

積載船名 s. s. "Taiyo" 輸出免狀 申告番號
 NAME OF VESSEL. EXPORT PERMIT.

船舶國籍 Japanese. 年 月 日
 FLAG.

記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品 名 NAMES OF ARTICLES.	數 量 QUANTITY.
H C O 1/60	60 %	Straw Braid	10,000 ps.

申告者 Sakamoto & Co.
 DECLARANT.

積載船名 s. s. "Taiyo" 輸
 NAME OF VESSEL. DECLARANT

船舶國籍 Japanese. 檢查申請年月日時
 FLAG.

指定

仕向港 PORT OF DESTINATION.	仕向地 PLACE OF FINAL DESTINATION.	記號番號 MARKS AND NUMBERS.	包裝ノ種類及個數 NUMBER AND DESCRIPTION OF PACKAGES.	品 名
New York	New York	H C O 1/60	60 %	

申告者 Sakamoto & Co. 國 籍 Japanese
 DECLARANT. NATIONALITY.

申告年月日 Sept. 12th. 1929 住 所 100 Yamashitacho Y
 DATE. ADDRESS.

輸出申告書

INSTRUCTIONS.

- 1.—In the column of Charges, all charges, incurred up to the time of exportion, shall be mentioned.
- 2.—If the goods are foreign produce, the place of produce shall be mentioned in the column of Remarks.
- 3.—In case of exporting goods of foreign produce, of which exemption of import duty is desired, when re-imported, the purpose of exportation and place of re-importation shall be stated in the column of Remarks.

輸出申告心得
 一 諸費ハ輸出迄ニ生シタルモノヲ記入スヘシ
 一 外國産貨物ナルトキハ其ノ産地ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
 一 關稅定率法第七條第十七號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ントスル外國産貨物ハ輸出ノ目的及再輸入ノ場所ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

1	2	3	4	5	6
品名 数量 単位	備考 産地	備考 再輸入場所	備考 再輸入場所	備考 再輸入場所	備考 再輸入場所

積戻

再輸出

收容

收容倉庫

税關貨物取扱人

仲繼貿易の發展と共に運送は益々盛んとなるべし。

五、積戻 *Reshipment* とは輸入手數未済の貨物を外國に向け積戻すること

とを云ひ、世に再輸出と稱せらるゝものは此の積戻の手續により行はる。積戻は仲繼貿易の爲に行はるゝも、時に貨物の揚違、註文品の相違の如き事情により起ることあり。

六、收容 *Storage by the customs* とは保税地域に在る貨物が法定の藏置期間を経過

したる場合に、税關が貨主の費用と危険とに於て收容倉庫に收容することを云ふ。貨物收容せらるゝときは、貨主は税關揭示によ

り輸入税其の他のものを支拂ひ、收容解除の手續を爲すべく、若し

又解除免狀交付後三日以内に貨物を引取らざるときは、更に收容

せらるべし。收容後六ヶ月以内に解除の申告を爲さざるときは、

税關は公告して貨物を公賣に附するものとす。

七、税關貨物取扱人 *Customs Broker* とは税關に對し、自己又は貨

保税倉庫

主の名を以て貨物に要する手續を行ふを業とするものを云ふ。

第三節 保税倉庫及び保税工場

一、保税倉庫 *Bonded Warehouse* は輸入手續未済の貨物を藏置する倉庫に

して、藏置中の貨物は輸入したるものと看做されざるものとす。

又例外的に内國貨物を保税倉庫に藏置することあり、之れ輸出

せらるべき内國貨物に對し、消費税下戻の手續を省略せんが爲、特

に内國工場より保税倉庫に移庫を爲すの必要あるによる。

從來本邦の保税倉庫に在りては、保管中の貨物に何等の作業を

施すこと能はざりしが、昭和二年の改正により、税關長の許可した

る範圍内に於て、貨物の改装、仕分其の他の手入を爲すことを得る

に至れり。又其の保管期間は滿三ヶ年以内にして、藏置貨物は此

の期間内に或は外國に積戻せられ、又は國內に輸入せらるゝもの

とす。而して之を輸入するには、所定の輸入手續を爲し、輸入の時

官設保税倉庫
私設保税倉庫

保税工場

の性質及び數量により、輸入税を徴收せらるべし。保税貨物の積戻は貨物の再輸出なれば、保税倉庫は仲繼貿易を奨励するの效なきに非ざるも、その主たる效用は貨物の輸入税支拂を猶豫し、輸入者に税金支拂額に對する金利の節約を得せしむるに在り。

二、官設保税倉庫と私設保税倉庫 官設保税倉庫は税關の管理に屬し、藏置貨物に對し、裏書讓渡の自由なる「預證券」を交付すること一般倉庫業者に類似するあるも、さして利用せられず、私設保税倉庫専ら行はるゝが如し。私設保税倉庫は大藏大臣の特許を受けたる私人の經營するところにして、普通倉庫營業者の兼營に係るもの多し。此の場合に、當業者は商法上の規定に従ひ、倉荷證券を發行し、外國貨物の賣買金融に便ずると同時に、其の保管行爲に就き、商法上の責任を負ふものとす。

三、保税工場 從來假置場として發達したるものなるが、昭和二年

第 號

No. 6 甲

WA

官 保

Received the underme
Bonded Warehouse No. C

Name of Depositor Sa
Address No

最初保税倉庫=庫入
DATE OF FIRST STORAGE
IN BONDED WAREHOUSE

第百五十五號保税倉庫身同法年大
規、則、行、細、則、二、定、規、條、二、條、三、條、四、條、五、條、六、條、七、條、八、條、九、條、十、條、十一、條、十二、條、十三、條、十四、條、十五、條、十六、條、十七、條、十八、條、十九、條、二十、條、二十一、條、二十二、條、二十三、條、二十四、條、二十五、條、二十六、條、二十七、條、二十八、條、二十九、條、三十、條、三十一、條、三十二、條、三十三、條、三十四、條、三十五、條、三十六、條、三十七、條、三十八、條、三十九、條、四十、條、四十一、條、四十二、條、四十三、條、四十四、條、四十五、條、四十六、條、四十七、條、四十八、條、四十九、條、五十、條、五十一、條、五十二、條、五十三、條、五十四、條、五十五、條、五十六、條、五十七、條、五十八、條、五十九、條、六十、條、六十一、條、六十二、條、六十三、條、六十四、條、六十五、條、六十六、條、六十七、條、六十八、條、六十九、條、七十、條、七十一、條、七十二、條、七十三、條、七十四、條、七十五、條、七十六、條、七十七、條、七十八、條、七十九、條、八十、條、八十一、條、八十二、條、八十三、條、八十四、條、八十五、條、八十六、條、八十七、條、八十八、條、八十九、條、九十、條、九十一、條、九十二、條、九十三、條、九十四、條、九十五、條、九十六、條、九十七、條、九十八、條、九十九、條、一百、條

第 號
No. 6 甲

保稅倉庫預證券 WARRANT OF THE BONDED WAREHOUSE.

官 保

Received the undermentioned goods on storage in the
Bonded Warehouse No. One of this Customs.

Director of Customs,
S. Sasaki

Yokohama.

Date Aug., 8th. 19

Name of Depositor Sakamoto & Co.

Address No. 135, 2 chome, Yamashitacho
Yokohama

住貨
所主

坂本商會
橫濱市山下町
二丁目三十番地

橫濱稅關長

佐々木仙吉印

下ニ記載ノ貨物ハ當關第壹號
保稅倉庫ニ預リタルコトヲ證ス
昭和 年 月 日

最初保稅倉庫ニ庫入 昭和 年 月 日
DATE OF FIRST STORAGE IN BONDED WAREHOUSE 19

庫入 昭和 年 月 日
DATE OF STORAGE 19

號記 MARKS.	番號 NUMBERS.	個數 PACKAGES.	品名 NAME OF ARTICLES.	數量 QUANTITIES.	輸入稅額 AMOUNT OF IMPORT DUTY.	一ヶ月庫費料 RATE OF STORAGE PER MONTH.
	4292/4393	Two c/	Bicycle	12 Sets	Yen ¥ 129	Yen ¥ 120

內庫出
WITHDRAWING.

年月日 DATE.	記號及番號 MARKS & NUMBERS.	個數 PACKAGES.	數量 QUANTITIES.	年月日 DATE.	記號及番號 MARKS & NUMBERS.	個數 PACKAGE.	數量 QUANTITIES.
		One c/					

保稅倉庫預證券 WARRANT OF THE BONDED WAREHOUSE.

官

保

Received the undermentioned goods on storage in the
Bonded Warehouse No. One of this Customs.

Director of Customs,
S. Sasaki

Yokohama.

Date Aug., 8th. 19

Name of Depositor Sakamoto & Co.

Address No. 135, 2 chome, Yamashitacho
Yokohama

住貨
所主

坂本商會
横濱市山下町
二丁目三十番地

横濱稅關長

佐々木仙吉印

下ニ記載ノ貨物ハ常關第壹號
保稅倉庫ニ預リタルコトヲ證ス
昭和 年 月 日

最初保稅倉庫ニ庫入

DATE OF FIRST STORAGE
IN BONDED WAREHOUSE

昭和 年 月 日 19

庫入

DATE OF STORAGE

昭和 年 月 日 19

號記 MARKS.	番號 NUMBERS.	個數 PACKAGES.	品名 NAME OF ARTICLES.	數量 QUANTITIES.	輸入稅額 AMOUNT OF IMPORT DUTY.	一ヶ月庫費料 RATE OF STORAGE PER MONTH.
	4292/4393	Two c/	Bicycle	12 Sets	Yen ¥ 129	Yen ¥ 120

內庫出
WITHDRAWING.

年月日 DATE.	記號及番號 MARKS & NUMBERS.	個數 PACKAGES.	數量 QUANTITIES.	年月日 DATE.	記號及番號 MARKS & NUMBERS.	個數 PACKAGE.	數量 QUANTITIES.
		One c/					

設

稅

保稅倉庫附發
WARRANT FOR TRANSFER

讓渡人 Transferer 木山吉郎	讓受人 Transferee
讓渡年月日 Date of Transfer	讓渡年月日 Date of Transfer
REMARKS.	
<p>1. This warrant is issued in accordance with the provisions of the Bonded Warehouse Law, 1867, titled the Bonded Warehouse Law Regulation, No. 9, 1897, the Finance Department.</p> <p>2. Goods shall be delivered in exchange with the goods in the warehouse.</p> <p>3. In case of withdrawal of a part of goods, the balance shall be written by the Customs in the column.</p>	

保稅工場と改められたり。保稅工場は外國貨物に加工し、若くは之を原料として製造を爲し、又は外國貨物の改装、仕分、其の他の手入を爲す工場にして、該工場内に於ける貨物の混合は貨物の製造と看做さる。即ち保稅工場内に於ける作業の範圍は保稅倉庫に於けるより頗る廣く、此處に外國原料を搬入し、工作の上再輸出を爲すに屈強の便宜を與ふるものなるが、製品の一部又は全部を内國に輸入するの必要を生ずることあり。此の場合に製品として高率の課税を受くるの不便あり。特に保稅工場に於ては其の原料に内國貨物を使用することを得るを以て、監督上經營上困難なる問題を生ずるが如し。而して保稅工場の藏置期間は移入許可の日より一年とす。

最新商學綱要上卷終

昭和四年一月十日印
昭和四年一月十五日發

行 刷



發兌

東京市神田區表神保町貳番地
電話貯金口座東京一三〇八三五番

株式會社 同文館

著者

內池廉吉

發行者

森山讓二

印刷者

山縣純次

最新商學綱要上卷
定價金 八拾錢
昭和四年度臨時定價 金壹圓參拾錢

東京市神田區今川小路一丁目一番地

内池廉吉先生著書目

財政學概論

送定料價
三・八〇
一・八〇

改版商業學概論

送定料價
三・四〇
一・八〇

改版倉庫經營論

送定料價
三・五〇
一・八〇

東京神田 株式會社 同文館發行

終

